

# 保健福祉委員会

令和8年6月8日

## 【議案】

- (1) 議案第40号 葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例 (生活衛生課長)
- (2) 議案第41号 葛飾区子ども総合センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例 (子ども家庭支援課長)
- (3) 議案第53号 児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更について (児童相談課長)

## 【庶務報告】

### 1 議案関係

- (1) 令和8年度葛飾区一般会計補正予算(第1号)について  
(福祉管理課長・地域保健課長・子育て政策課長・児童相談課長)

### 2 一般

〔福祉部・健康部・子育て支援部・児童相談部共通〕

- (1) 福祉施設等への物価高騰緊急対策費助成について (福祉管理課長)

〔福祉部〕

- (1) 民間空襲等被害者見舞金の支給について (福祉管理課長)
- (2) 令和7年度生業資金等の不納欠損について (福祉管理課長)
- (3) 後期高齢者医療被保険者への資格確認書等に関する取扱いについて (国保年金課長)
- (4) 診療報酬等不当利得返還請求について (国保年金課長)
- (5) 慰謝料請求事件について (介護保険課長)
- (6) 令和7年度介護保険料の不納欠損について (介護保険課長)
- (7) 生活扶助等の追加給付について (西生活課長)
- (8) 代理受診に係る移送費支給却下処分取消請求事件について (東生活課長)
- (9) 葛飾区障害年金にかかる63条返還処分取消請求事件について (東生活課長)
- (10) 家族介護料却下処分取消請求事件について (東生活課長)

〔健康部〕

(1) 麻しん含有ワクチン接種事業等について (保健予防課長)

〔子育て支援部〕

(1) 令和7年度母子及び父子福祉応急小口資金の不納欠損について (子育て応援課長)

(2) 私立保育所に対する指導検査等の実施について (子育て施設支援課長)

(3) 令和8年度保育所等在籍状況について (保育課長)

(4) 令和7年度保育料の不納欠損について (保育課長)

〔児童相談部〕

(1) 令和7年度葛飾区児童相談所の状況について (児童相談課長)

(2) 令和8年7月以降の児童相談所の法務体制について (児童相談課長)

(3) 葛飾区児童相談所第三者評価実施報告について (相談援助担当課長)

## 葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

生活衛生課

### 1 改正理由及び概要

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴い、規定の整備をするもの

### 2 新旧対照表

別紙のとおり

### 3 施行日

公布の日

## 葛飾区事務手数料条例 新旧対照表

現 行	改正案																																								
○葛飾区事務手数料条例 昭和 33 年 3 月 31 日 条例第 2 号	○葛飾区事務手数料条例 昭和 33 年 3 月 31 日 条例第 2 号																																								
(趣旨)	(趣旨)																																								
第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定により徴収する手数料（以下「事務手数料」という。）は、別に規定があるもののほか、この条例の定めるところによる。	第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定により徴収する手数料（以下「事務手数料」という。）は、別に規定があるもののほか、この条例の定めるところによる。																																								
(事務手数料を徴収する事務等)	(事務手数料を徴収する事務等)																																								
第 2 条 事務手数料を徴収する事務並びにその事務手数料の名称、種別・単位、額及び徴収時期は、別表第 1 から別表第 3 までのとおりとする。	第 2 条 事務手数料を徴収する事務並びにその事務手数料の名称、種別・単位、額及び徴収時期は、別表第 1 から別表第 3 までのとおりとする。																																								
第 3 条 から 第 10 条 まで (略)	第 3 条 から 第 10 条 まで (略)																																								
付 則 (略)	付 則 (略) 付 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>																																								
別表第 1 (第 2 条関係)	別表第 1 (第 2 条関係)																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">事務</th> <th style="width: 20%;">事務手数料の名称</th> <th style="width: 15%;">種別・単位</th> <th style="width: 10%;">額</th> <th style="width: 45%;">徴収時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">1 から 124 の 5 まで (略)</td> </tr> <tr> <td>124 の 6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条第 15 項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売に係る承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査</td> <td>薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料</td> <td>1品目につき</td> <td>140 円</td> <td>承認申請のとき。</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">125 から 142 まで (略)</td> </tr> </tbody> </table>	事務	事務手数料の名称	種別・単位	額	徴収時期	1 から 124 の 5 まで (略)					124 の 6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条第 15 項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売に係る承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	1品目につき	140 円	承認申請のとき。	125 から 142 まで (略)					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">事務</th> <th style="width: 20%;">事務手数料の名称</th> <th style="width: 15%;">種別・単位</th> <th style="width: 10%;">額</th> <th style="width: 45%;">徴収時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">1 から 124 の 5 まで (略)</td> </tr> <tr> <td>124 の 6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条第 13 項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売に係る承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査</td> <td>薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料</td> <td>1品目につき</td> <td>140 円</td> <td>承認申請のとき。</td> </tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">125 から 142 まで (略)</td> </tr> </tbody> </table>	事務	事務手数料の名称	種別・単位	額	徴収時期	1 から 124 の 5 まで (略)					124 の 6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条第 13 項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売に係る承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	1品目につき	140 円	承認申請のとき。	125 から 142 まで (略)				
事務	事務手数料の名称	種別・単位	額	徴収時期																																					
1 から 124 の 5 まで (略)																																									
124 の 6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条第 15 項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売に係る承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	1品目につき	140 円	承認申請のとき。																																					
125 から 142 まで (略)																																									
事務	事務手数料の名称	種別・単位	額	徴収時期																																					
1 から 124 の 5 まで (略)																																									
124 の 6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条第 13 項の規定に基づく薬局製造販売医薬品の製造販売に係る承認事項の一部変更の承認の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	1品目につき	140 円	承認申請のとき。																																					
125 から 142 まで (略)																																									
別表第 2 (第 2 条関係) (略)	別表第 2 (第 2 条関係) (略)																																								
別表第 3 (第 2 条関係) (略)	別表第 3 (第 2 条関係) (略)																																								

議案第41号 関係資料
児童相談部
令和8年6月8日

## 葛飾区子ども総合センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例

子ども家庭支援課

### 1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の一部改正に伴い、項の繰下げが発生したため、当該条項を引用する箇所について、規定の整備をするもの

### 2 改正内容

条例第3条第6号中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

### 3 新旧対照表（改正部分抜粋）

別紙のとおり

### 4 施行予定期日

公布の日

## 葛飾区子ども総合センターの設置等に関する条例 新旧対照表

現 行	改正案
<p>(事業)</p> <p>第3条 総合センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第18項に規定する特定相談支援事業及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業</p> <p>(7) ～ (11) (略)</p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 総合センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) ～ (5) (略)</p> <p>(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第19項に規定する特定相談支援事業及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業</p> <p>(7) ～ (11) (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更について

児童相談課

**1 変更理由**

令和8年11月1日付けで杉並区が児童相談所を開設し、措置費共同経理課を共同設置するにあたり、規約の変更を行うもの

**2 変更内容**

第1条中「中野区」の次に「、杉並区」を加えるもの

**3 新旧対照表（変更部分抜粋）**

別紙のとおり

**4 施行予定期日**

令和8年11月1日

児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約  
(変更部分抜粋) 新旧対照表

現 行	変更案
<p>(共同設置する特別区)</p> <p>第1条 港区、文京区、品川区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区及び江戸川区（以下「関係区」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき、共同して内部組織を設置する。</p>	<p>(共同設置する特別区)</p> <p>第1条 港区、文京区、品川区、世田谷区、中野区、<u>杉並区</u>、豊島区、荒川区、板橋区、葛飾区及び江戸川区（以下「関係区」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき、共同して内部組織を設置する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p><u>この規約は、令和8年11月1日から施行する。</u></p>

## 福祉施設等への物価高騰緊急対策費助成について

福祉管理課  
 高齢者支援課  
 障害福祉課  
 介護保険課  
 地域保健課  
 保健予防課  
 子育て応援課  
 子育て施設支援課  
 児童相談課

## 1 経緯

現在、物価高騰・エネルギー価格高騰に直面する区内福祉施設等の負担軽減に向けた緊急対策として、東京都の助成対象外施設等に対し、令和8年6月末まで支援を行っているが、今般の物価高騰の状況を踏まえ、支援を継続するもの

なお、現時点では、国や都の動向が不確定であるため、都が令和8年1月から6月末まで助成対象としていた施設（以下、「都の助成対象施設」という。）についても支援の対象とする。

## 2 助成対象施設・事業

## (1) 福祉施設

ア 高齢・介護施設【入所】	70 施設
イ 介護サービス事業所【通所・訪問等】	638 施設
ウ 障害福祉施設【入所】	61 施設
エ 障害福祉施設【通所・訪問・相談】	458 施設

## (2) 医療関係等

ア 病院・有床診療所等	36 施設
イ 無床診療所等	1,360 施設

## (3) 保育施設等

ア 保育施設・保育事業	207 施設
イ 認可外保育施設	9 施設
ウ 教育施設・預かり保育事業	60 施設

## (4) 児童養護施設等

ア 児童養護施設等	61 施設
イ 里親・ファミリーホーム	16 家庭・3 施設
ウ 一時保護委託	2 施設

### 3 助成内容

令和8年7月から9月までを助成対象期間とし、助成対象施設・事業の種別に応じて、別紙のとおり費用を助成する。

なお、助成対象施設については、区が令和8年1月から6月末まで助成対象としていた施設に都の助成対象施設を加えたものとし、助成単価については、都と区が令和8年1月から6月末まで実施していた内容と同額とする。

また、国や都における物価高騰対策の内容が判明した際は、その内容も勘案し、所要の対応を図るものとする。

### 4 予算措置（令和8年度第一次補正予算案に計上）

- |             |       |              |
|-------------|-------|--------------|
| (1) 福祉施設    | 歳入：0円 | 歳出：168,542千円 |
| (2) 医療関係等   | 歳入：0円 | 歳出：70,255千円  |
| (3) 保育施設等   | 歳入：0円 | 歳出：36,355千円  |
| (4) 児童養護施設等 | 歳入：0円 | 歳出：5,285千円   |

### 5 スケジュール（予定）

令和8年7月以降に対象施設・事業所に本事業を周知の上、9月以降に実績報告書等に基づき順次支払う。

なお、児童養護施設等については、施設等からの請求又は支弁に基づき支払う。

福祉施設等への物価高騰緊急対策費助成について

【別紙】

●:都の助成対象施設 ◎:都の助成対象施設(区経由) ○:都の助成対象外施設等

区分		助成対象施設・事業	施設数	助成内容 (以下の計算式から各月の補助額を算出し、3か月分を支給)	予算措置 (補正予算案に計上)	
福祉施設	高齢・介護施設 【入所】	●特別養護老人ホーム ○特別養護老人ホーム(地域密着型) ●介護老人保健施設 ○認知症高齢者グループホーム ●軽費老人ホーム ○軽費老人ホーム(地域密着型) ●養護老人ホーム	21 1 8 35 3 1 1 <u>計70</u>	光熱費・食材費支援 5,923円×入所者数		
	介護サービス事業所 【通所・訪問等】	○小規模多機能型居宅介護 ○看護小規模多機能型居宅介護 ●通所介護 ○通所介護、療養通所介護(地域密着型) ○認知症対応型通所介護 ○夜間対応型訪問介護 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ●訪問介護、訪問看護、訪問リハ、療養管理指導、居宅介護支援、短期入所生活介護、特定入所療養介護	5 2 71 97 5 1 3 454 <u>計638</u>	【通所系】 燃料費・光熱費・食材費支援 1,607円×定員数 【訪問系等】 燃料費・光熱費支援 14,750円×事業所数	【歳入】 0円 【歳出】 111,307千円	

●:都の助成対象施設 ◎:都の助成対象施設(区経由) ○:都の助成対象外施設等

区分	助成対象施設・事業	施設数	助成内容 (以下の計算式から各月の補助額を算出し、3か月分を支給)	予算措置 (補正予算案に計上)	
				【歳入】	【歳出】
福祉施設	障害福祉施設 【入所】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域生活支援型入所 1</li> <li>●福祉型障害児入所 1</li> <li>●知的障害者グループホーム 29</li> <li>●精神障害者グループホーム 15</li> <li>●短期入所 15</li> <li>計61</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>光熱費・食材費支援</li> <li>5,669円×定員数</li> </ul>	【歳入】 0円	【歳出】 20,800千円
	障害福祉施設 【通所・訪問・相談】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童発達支援・放課後等デイサービス 15</li> <li>●児童発達支援 14</li> <li>●放課後等デイサービス 25</li> <li>●就労継続支援(A・B) 36</li> <li>●就労移行支援 11</li> <li>●生活介護 20</li> <li>●宿泊型自立訓練 1</li> <li>●自立訓練 3</li> <li>●就労選択支援 1</li> <li>●保育所等訪問支援 4</li> <li>●居宅介護 118</li> <li>●重度訪問介護 97</li> <li>●同行支援 40</li> <li>●行動援護 4</li> <li>●就労定着支援 9</li> <li>●自立生活支援 1</li> <li>●計画相談支援 35</li> <li>●障害児相談支援 12</li> <li>●地域相談支援(移行・定着) 12</li> <li>計458</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【通所系】</li> <li>燃料費・光熱費・食材費支援</li> <li>(食事提供実施の事業所)1,607円×定員数</li> <li>(食事提供無しの事業所)987円×定員数</li> <li>【訪問系・相談系】</li> <li>燃料費・光熱費支援</li> <li>(訪問系)29,500円×事業所数</li> <li>(相談系)11,800円×事業所数</li> </ul>	【歳入】 0円	【歳出】 36,435千円

●:都の助成対象施設 ◎:都の助成対象施設(区経由) ○:都の助成対象外施設等

区分		助成対象施設・事業	施設数	助成内容 (以下の計算式から各月の補助額を算出し、3か月分を支給)	予算措置 (補正予算案に計上)	
					【歳入】	【歳出】
医療関係等	病院・有床診療所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●病院</li> <li>●有床診療所</li> <li>●有床助産所</li> </ul>	22 12 2 <u>計36</u>	光熱費支援 $39,000円 + 7,000円 \times 病床数$ 食材費支援 $1,380円 \times 病床数$ ※1	【歳入】	0円
					【歳出】	26,477千円
	無床診療所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●無床診療所</li> <li>●無床助産所</li> <li>●歯科診療所</li> <li>●薬局</li> <li>●施術所(柔道整復)</li> <li>●施術所(あん摩、はり、きゅう)</li> <li>●歯科技工所</li> </ul>	357 9 268 251 240 172 63 <u>計1,360</u>	光熱費支援 【無床診療所・無床助産所・歯科診療所・薬局】 $39,000円$ 【施術所(柔道整復)・施術所(あん摩、はり、きゅう)・歯科技工所】 $19,500円$ ※1	【歳入】	0円
					【歳出】	43,778千円

●:都の助成対象施設 ◎:都の助成対象施設(区経由) ○:都の助成対象外施設等

区分		助成対象施設・事業	施設数	助成内容 (以下の計算式から各月の補助額を算出し、3か月分を支給)	予算措置 (補正予算案に計上)	
					【歳入】	【歳出】
保育施設等	保育施設 ・ 保育事業	◎認可保育所 ◎幼保連携型認定こども園(2号、3号) ◎小規模保育事業所 ◎家庭的保育事業所 ◎認証保育所 ◎一時預かり事業・定期利用保育事業 ◎多様な他者との関わりの機会の創出事業	87 7 15 11 8 40 39 計207	光熱費・食材費支援 【保育施設】 1,215円×在籍児童数 【保育事業】 49円×延べ利用児童数	【歳入】	0円
	認可外保育施設	◎認可外保育施設(指導監督基準を満たす旨の 証明書交付施設)※2	9	光熱費・食材費支援 18,000円	【歳入】	0円
	教育施設 ・ 預かり保育事業	◎幼保連携型認定こども園(1号) ○幼稚園型認定こども園 ○幼稚園 ○預かり保育事業	7 4 19 30 計60	光熱費・食材費支援 【幼保連携型認定こども園(1号)・幼稚園型認定こども園(1号)】 802円×在籍児童数 【幼稚園型認定こども園(2号、3号)】 1,215円×在籍児童数 【幼稚園】 401円×在籍児童数 【預かり保育事業】 25円×延べ利用児童数	【歳入】	0円
				【歳出】	29,543千円	
					486千円	
					6,326千円	

●:都の助成対象施設 ◎:都の助成対象施設(区経由) ○:都の助成対象外施設等

区分		助成対象施設・事業	施設数	助成内容 (以下の計算式から各月の補助額を算出し、3か月分を支給)	予算措置 (補正予算案に計上)	
					【歳入】	【歳出】
児童養護施設等	児童養護施設等	○児童養護施設(児童自立生活援助事業所Ⅱ型含む)	48	光熱費・食材費支援 5,645円×区措置児童数	※3	0円
		○乳児院 ○自立援助ホーム	6 7 計61			
	里親 ・ ファミリーホーム	○里親(児童自立生活援助事業所Ⅲ型含む)	16	光熱費・食材費支援 5,645円×区措置児童数	【歳入】	0円
		○ファミリーホーム	3 計19			
一時保護委託	○児童一時保護委託施設	2	光熱費・食材費支援 5,645円×区委託児童数	【歳出】	542千円	
母子生活支援施設	●母子生活支援施設	2	光熱費支援 5,645円×入所者数	【歳入】	0円	
				【歳出】	1,745千円	

※1 東京都の基準単価を基に3か月分の補助額を記載

※2 補助条件:補助対象期間の開設月数(月10日以上児童預かりをしていること)が3か月以上の施設。指導監督基準の適合状況に係る自己点検の実施

※3 江戸川区措置費共同経理課(児童相談所を設置する特別区において構成)が施設からの請求に基づき支払い、区は江戸川区に負担金を支払う。

【参考】 予算措置(歳出)の内訳

都の助成対象施設:221,286千円 都の助成対象施設(区経由):31,424千円 都の助成対象外施設等:27,727千円

## 民間空襲等被害者見舞金の支給について

福祉管理課

### 1 趣旨

空襲により障害や傷跡が残る民間空襲等被害者の長年にわたる労苦に鑑み、見舞金を支給するもの

### 2 支給対象者

先の大戦における空襲、艦砲射撃等の戦時災害によって負傷又は罹患したことに起因し、次の（１）から（３）までに該当する者

- （１）身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に定める身体障害者程度等級表のうち、7 級以上の障害を現に有する者
- （２）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に定める障害等級のうち、3 級以上の障害を現に有する者
- （３）上記に準ずる者

### 3 支給額（予定）

10 万円（1 回）

### 4 支給対象者になり得る方の人数

80 名程度

※ 80 歳以上で身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している方の人数

### 5 予算措置

令和 8 年度第二次補正予算（案）に計上する予定

### 6 支給方法

窓口又は郵送で申請を受け付け、上記 2 の支給対象者に該当するか審査を行った上、申請者が指定する金融機関への振込みにより支給する。

### 7 周知方法

上記 4 の対象者には個別に案内を送るとともに、広報かつしか及び区公式ホームページにおいて周知する。

## 8 今後のスケジュール（予定）

- 令和8年9月 補正予算（案）の計上
- 10月 周知及び申請受付開始
- 令和9年1月 申請締切
- 2月 審査実施後、支給開始

## 令和7年度生業資金等の不納欠損について

福祉管理課

### 1 概要

令和7年度調定の生業資金・同和対策生業資金・被災者応急資金について、納付者の経済的困窮などにより消滅時効が完成し、債権放棄したものの不納欠損処理を行ったため報告するもの

### 2 不納欠損の事由

#### (1) 消滅時効

最終弁済日の翌日から起算して、以下法定期間を経過したとき。

ア 生業資金・・・・・・・・旧商法第522条（5年）

イ 同和対策生業資金・・・・旧商法第522条（5年）

ウ 被災者応急資金・・・・旧民法第167条（10年）

#### (2) 破産免責・・・・・・・・破産法第253条（即時）

免責許可決定が確定したとき。

### 3 不納欠損額

1,889,186円

内訳は別紙「令和7年度生業資金等不納欠損内訳表」のとおり

### 4 処理方法

葛飾区会計事務規則第46条により処理した。

### 5 その他

令和7年度の不納欠損処理により、同和対策生業資金及び被災者応急資金において管理していた債権は全て整理され、現在においては存しない。

## 令和7年度生業資金等不納欠損内訳表

別紙

### 1 不納欠損額

(円)

区 分		金 額	件 数
内 訳	生 業 資 金	1,420,866	2
	同和对策生業資金	413,900	1
	被災者応急資金	54,420	1

### 2 不納欠損事由別内訳

(円)

区 分		消 滅 時 効						破 産 免 責		合 計	
		旧商法第522条(5年)		旧民法第167条(10年)		計		破産法第253条(即時)		金 額	件 数
		金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数		
内 訳	無 財 産	0	0	0	0	0	0	0	0	1,889,186	4
	所在・財産不明	1,834,766	3	54,420	1	1,889,186	4				
合 計		1,834,766	3	54,420	1	1,889,186	4				

### 3 前年度との比較

(円)

区 分		消 滅 時 効						破 産 免 責		合 計	
		旧商法第522条(5年)		旧民法第167条(10年)		計		破産法第253条(即時)		金 額	件 数
		金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数		
令和7年度		1,834,766	3	54,420	1	1,889,186	4	0	0	1,889,186	4
令和6年度		643,947	1	0	0	643,947	1	0	0	643,947	1
増 減 額		1,190,819	2	54,420	1	1,245,239	3	0	0	1,245,239	3
増 減 率 (%)		-	-	-	-	-	-	-	-	193.4	300.0

## 後期高齢者医療被保険者への資格確認書等に関する取扱いについて

国保年金課

### 1 概要

後期高齢者医療制度においては、マイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行に向けた対応として、令和8年7月31日まで、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、被保険者全員に資格確認書を職権交付する暫定的な運用を行っている。

今般、東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という）から8月以降の資格確認書等の取扱いが示されたため、それについて報告するもの

### 2 令和8年8月以降の取扱い（交付物見本は別紙のとおり）

#### （1）85歳以上の被保険者

マイナ保険証の保有状況にかかわらず資格確認書を職権交付する。

#### （2）84歳以下の被保険者

ア 以下の全ての条件に該当する被保険者には、資格情報のお知らせを職権交付する。

・直近1年間にマイナ保険証の利用が6回以上ある。

・概ね直近3か月以内に利用実績がある。

イ 上記アの条件に該当しない被保険者には、資格確認書を職権交付する。

### 3 令和8年度一斉更新による資格確認書等の交付

令和8年7月中旬頃各被保険者へ送付予定

### 4 要配慮者への対応

本取扱いにおいても、障害等の事情からマイナ保険証での受診が困難な方（要配慮者）について、申請による資格確認書の交付対象としている。区においても、引き続き資格確認書を申請により随時交付し、要配慮の方が必要な医療を確実に受けられるよう丁寧に対応していく。

## 5 区民等への周知

- (1) 広域連合から、今回の取扱いに関するリーフレットを5月中に送付している。
- (2) 広報かつしか6月25日号、区公式ホームページ及びSNSを活用して周知する。

(別紙交付物見本) 資格確認書・資格情報のお知らせ

資格確認書 (水色・カードサイズ)

後期高齢者医療資格確認書	有効期限
被保険者番号 01234567	令和 9年 7月31日
住所 千代田区飯田橋三丁目5番1号	
氏名 広域 花子	
生年月日 昭和24年12月30日	性別 女
資格取得年月日 令和 6年12月30日	
交付年月日 令和 8年 8月 1日	
負担割合・発効期日	1割 令和 6年12月30日
限度区分・発効期日	
長期入院該当日	
特定疾病区分・発効期日	
保険者番号	39131234
保険者名	東京都後期高齢者医療広域連合

公印

資格情報のお知らせ (白色・A4サイズ)

令和 8年 8月 1日

102-0072  
東京都千代田区飯田橋  
三丁目5番1号

広域 花子 様

後期高齢者医療資格情報のお知らせ

東京都後期高齢者医療広域連合  
保険者番号 39131234

あなたの加入する後期高齢者医療制度の資格情報を下記の通りお知らせします。  
なお、このお知らせのみでは受診できません。

被保険者番号	01234567
氏名	広域 花子
負担割合	1割
有効期限	令和 9年 7月31日
発効期日	令和 6年12月30日
交付年月日	令和 8年 8月 1日

スマートフォンをお持ちの方は、以下の2次元コードからマイナポータルにログインすることで、ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。  
→ マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら ←

2次元コード

下部を切り取ってご利用いただくこともできます  
(このお知らせのみでは受診できません)

後期高齢者医療資格情報のお知らせ  
令和 8年 8月 1日 発行  
東京都後期高齢者医療広域連合  
保険者番号 39131234

後期高齢者番号 01234567  
氏名 広域 花子  
負担割合 1割  
有効期限 令和 9年 7月31日

受診の際にはマイナ保険証が आवश्यकです

## 診療報酬等不当利得返還請求について

国保年金課  
西生活課  
東生活課

令和 6 年 1 月に提起した診療報酬等不当利得返還請求について、相手方の破産手続により免責決定が確定したため、報告するもの

### 1 経緯

医療機関の開設者であった相手方が、不当に診療報酬等を受給し、区が過払いを行ったことが判明した。

区は、当該過払い分の金 1 億 1,748 万 5,910 円について、不当利得返還を求め令和 6 年 1 月 4 日に訴えを提起し、令和 6 年 6 月 13 日に判決言渡しを受けた。相手方は、令和 6 年 5 月 24 日に破産手続開始決定を受け、令和 8 年 3 月 19 日に破産免責許可決定が確定した。

### 2 相手方

### 3 裁判及び破産手続の経過

令和 6 年 1 月 4 日	不当利得返還請求に係る訴えの提起
令和 6 年 5 月 24 日	破産手続開始決定
令和 6 年 6 月 13 日	判決言渡し
令和 6 年 7 月 23 日	議会報告（庶務報告）
令和 7 年 2 月 25 日	債権届出期限
令和 7 年 11 月 19 日	配当額確定の通知
令和 7 年 11 月 26 日	配当金振込実施日
令和 8 年 2 月 17 日	破産手続終結決定及び免責許可の決定
令和 8 年 3 月 19 日	免責許可の決定確定

### 4 区の債権総額等

(1) 債権総額（破産開始決定日の前日までの遅延損害金を含む）

118,651,138 円

（国民健康保険分：66,605,053 円、生活保護分：52,046,085 円）

(2) 配当額（配当原資：211,211,200 円、配当率：15.42234446%）

18,298,788 円

（国民健康保険分：10,272,061 円、生活保護分：8,026,727 円）

(3) 免責額

100,352,350 円

(国民健康保険分：56,332,992 円、生活保護分：44,019,358 円)

**5 今後の対応**

4(3)の金額について、葛飾区の債権の管理等に関する条例(平成13年葛飾区条例第42号)第12条第2号の規定により債権放棄を行い、不納欠損処理を行う。



ア 東京都

イ 葛飾区

ウ 国

(5) 請求の趣旨（葛飾区に関連する部分に限る。）

被告葛飾区は、原告に対し、700,000円支払え、との判決を求める。

### 3 事件の経過

(1) 令和8年4月27日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同年5月15日）

(2) 令和8年7月6日 口頭弁論期日

### 4 区の方針

特別区人事・厚生事務組合法務部と協力して応訴する。

一般庶務報告 No. 6
福 祉 部
令和 8 年 6 月 8 日

## 令和7年度介護保険料の不納欠損について

介護保険課

### 1 概要

令和7年度調定の介護保険料について、時効により徴収権が消滅したものの不納欠損処理を行ったため報告するもの

### 2 不納欠損の事由

- (1) 執行停止（3年）・・・地方税法第15条の7第4項 ※実績なし

以下の理由により、滞納処分の執行を停止した場合で、その期間が3年間継続したとき。

ア 滞納処分できる財産がないとき。

イ 滞納処分により生活が著しく困窮する恐れがあるとき。

ウ 所在・財産が不明なとき。

- (2) 執行停止（即時）・・・地方税法第15条の7第5項 ※実績なし

徴収金を徴収できないことが明らかなきとき。

- (3) 消滅時効・・・介護保険法第200条第1項

法定納期限の翌日から起算して、2年を経過したとき。

### 3 不納欠損額

88,231千円

内訳は別紙「令和7年度介護保険料不納欠損内訳表」のとおり

### 4 処理方法

葛飾区会計事務規則第46条により処理した。

## 令和7年度介護保険料不納欠損内訳表

別紙

### 1 不納欠損額 (千円)

区 分	金 額	件 数
介護保険料	88,231	12,883

### 2 不納欠損事由別内訳 (千円)

区 分		執 行 停 止 (地方税法第15条の7)						消 滅 時 効		合 計	
		第4項(3年)		第5項(即時)		計		(法第200条第1項)2年			
		金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数
内 訳	1 無 財 産	0	0	0	0	0	0	88,231	12,883	88,231	12,883
	2 生 活 困 窮	0	0	0	0	0	0				
	3 所 在 ・ 財 産 不 明	0	0	0	0	0	0				
合 計		0	0	0	0	0	0				

### 3 前年度との比較 (千円)

区 分		執 行 停 止 (地方税法第15条の7)						消 滅 時 効		合 計	
		第4項(3年)		第5項(即時)		計		(法第200条第1項)2年			
		金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数
7 年 度		0	0	0	0	0	0	88,231	12,883	88,231	12,883
6 年 度		0	0	0	0	0	0	95,924	13,780	95,924	13,780
増 減 額		0	0	0	0	0	0	△ 7,693	△ 897	△ 7,693	△ 897
増 減 率 (%)		-	-	-	-	-	-	△ 8.0	△ 6.5	△ 8.0	△ 6.5

※ 介護保険法は、「法」と略して表記している。

## 生活扶助等の追加給付について

西生活課  
東生活課

平成 25 年の生活扶助基準改定における生活扶助等の追加給付について、  
所要経費を補正予算案に計上し実施するもの

## 1 対象世帯（想定件数）

- (1) 生活保護受給世帯 10,713 世帯
- (2) 生活保護廃止世帯 4,829 世帯
- (3) 中国残留邦人等世帯 55 世帯

## 2 追加給付の概要

## (1) 追加給付の範囲

- ア 平成 25 年 8 月から平成 30 年 9 月までの居宅の基準生活費
- イ 平成 25 年 8 月から令和 8 年 3 月までの加算等（障害者加算等）
- ウ 原告の方には、別途特別給付金を支給（国から支給）

## (2) 給付額

平成 25 年基準改定のデフレ調整（ $\Delta 4.78\%$ ）を廃止し、再算定した  
基準改定率（ $\Delta 2.49\%$ ）により保護費の再計算を行い、その差額を追加  
給付する。

## 3 予算措置（令和 8 年度第一次補正予算案に計上）

## (1) 生活保護世帯（廃止含む）

- ア 追加給付 歳入 885,894 千円 歳出 1,181,192 千円
- イ 事務経費 歳入 64,672 千円 歳出 64,672 千円

## (2) 中国残留邦人等世帯

- ア 追加給付 歳入 5,724 千円（うち事務経費 302 千円）  
歳出 7,632 千円（うち事務経費 302 千円）

## 4 今後のスケジュール（予定）

- 令和 8 年 8 月 生活保護受給世帯・中国残留邦人等世帯  
への給付開始
- 9 月 生活保護廃止世帯への給付開始

一般庶務報告 No. 8
福 祉 部
令和 8 年 6 月 8 日

代理受診に係る移送費支給却下処分取消請求事件について

東生活課

次のとおり、代理受診に係る移送費支給却下処分取消請求の訴えの提起があったため、報告するもの

1 原告の主張

- (1) 原告は、多様な疾患を有しているところ、当該疾患の悪化により体動困難・外出困難となり通院が物理的に不可能となった。
- (2) 原告及び原告の母が、令和5年7月14日に、原告の母が原告の代理で診察に赴くために用いるタクシー費用を医療移送費として支払うことを求める保護申請書（変更）を処分行政庁である葛飾区福祉事務所長（以下「処分行政庁」という。）に提出したところ、処分行政庁は、患者本人が受診しない場合には医療移送費の要件を満たさないとして、同月27日に同申請を却下した。
- (3) 原告及び原告の母が、令和5年8月1日及び2日に、(2)と同趣旨の保護申請書（変更）を処分行政庁に提出したところ、処分行政庁は、いずれも医療移送費の要件を満たさないとして、(2)と同一の理由により、同月7日に同申請を却下した（以下「本件処分」という。）。
- (4) 処分行政庁がした本件処分は、次の理由により違法な処分であるから、取消しを求める。
  - ア 原告の母が代理で診察に赴くこと（以下「代理受診」という。）は、原告の疾病の性質に照らして医学的に必要かつ合理的な方法であり、主治医の医学的判断に基づくものであることから、代理受診は実質的に原告の通院そのものであるため
  - イ 仮に代理受診が原告本人の通院と直接同視し得ないとしても、真にやむを得ない事情により付添人を必要とするときの当該付添人に係る医療移送費は給付

対象としていることとの均衡からすれば、支給しないこととする判断は、著しく不合理であり、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用しているため

ウ 原告が通院できない具体的事情（多様な疾患による体動困難・外出困難）があること、代理受診が主治医の指示に基づく医学的に必要な措置であること、代理受診を除いて原告の治療を継続する方法がないこと等の個別事情を処分行政庁は考慮しておらず、考慮不尽の違法があり、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用しているため

エ 原告及び原告の母が、一連の申請を通じて一貫して医療移送費の支給を求め続けていたにもかかわらず、医療移送費の要件該当性のみを形式的に検討し、他の扶助方法等を一切検討しなかったことは、生活保護法第9条が定める必要即応の原則に違反し、保護の実施機関としての職責を怠ったものであり、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用しているため

オ 本件処分は、令和5年7月27日付け処分と「同一の理由による」との却下理由を付したものであるが、なぜ本件において要件に該当しないのか具体的な記載がないことから、理由付記不備の違法があるため

カ 原告の母は、多様な疾患を有していることを理由に、自らのために通院する際にはタクシーの利用が認められ、医療移送費が支給されているのであるから、代理受診する際の医療移送費も認められるべきであるため

## 2 訴訟の内容

(1) 事件名 [REDACTED] 代理受診に係る移送費支給却下処分取消請求事件

(2) 裁判所 東京地方裁判所

(3) 原告

[REDACTED]  
[REDACTED]

(4) 被告

葛飾区

(5) 請求の趣旨

ア 処分行政庁がした、令和5年8月7日付け保護却下処分を取り消す。

イ 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決を求める。

### 3 事件の経過

(1) 令和8年3月6日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同月30日）

(2) 令和8年6月23日 弁論準備手続期日

### 4 区の方針

特別区人事・厚生事務組合法務部と協力して応訴する。

一般庶務報告 No. 9
福 祉 部
令和 8 年 6 月 8 日

## 葛飾区障害年金にかかる63条返還処分取消請求事件について

東生活課

次のとおり、葛飾区障害年金にかかる63条返還処分取消請求の訴えの提起があったため、報告するもの

### 1 原告の主張

原告に係る障害基礎年金の障害等級が2級から1級に変更されたことにより、令和3年12月から令和5年5月までの間において未払いとなっていた額等として315,311円が支払われることとなったことを受け、令和6年4月8日、葛飾区福祉事務所長（以下「処分行政庁」という。）は、原告世帯の世帯主である母に対し、生活保護法第63条に基づき、当該障害基礎年金等収入額について、返還対象額を194,691円、返還免除額を187,730円、返還決定額を6,961円とする処分を行ったが、当該処分は、次の理由により違法な処分であるから、取消しを求める。

- (1) どのような根拠に基づいて通信制大学での教科書代を自立更生免除の対象外としたのか、考慮すべき要素を十分に考慮したものであるか否か等が全く不明であり、恣意的な判断をした疑いが残ることから、理由付記不備があるため
- (2) 通信制大学は夜間大学と同様に昼間の稼働と両立しうる就学形態であるから、その就学に不可欠な教科書代を自立更生免除の対象外としたことは自立更生免除の趣旨に反しているため
- (3) 多様な疾患を有し、当該疾患の悪化により体動困難・外出困難となった原告においては、通信制大学こそが唯一可能な大学就学的手段であるから、教科書代を一律に自立更生免除の対象外としたことは、原告の個別具体的な事情を考慮せず、自立更生免除の趣旨に反する硬直的な解釈に基づくものであることから、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであるため
- (4) 障害基礎年金が支給される場合、原則としてその等級に応じて障害者加算が算

定されるところ、障害基礎年金1級の受給権の発生が令和3年12月となる一方、その期間の障害者加算（1級に対応する加算）を算定せずに返還のみを求めることは、信義則に反し、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものであるため

## 2 訴訟の内容

(1) 事件名 [REDACTED] 葛飾区障害年金にかかる63条返還処分取消請求事件

(2) 裁判所 東京地方裁判所

(3) 原告

[REDACTED]

[REDACTED]

(4) 被告

葛飾区

(5) 請求の趣旨

ア 処分行政庁が原告世帯に対してした、令和6年4月8日付け生活保護法第63条の規定に基づく返還額決定処分（6葛福決第1123058号）を取り消す。

イ 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決を求める。

## 3 事件の経過

(1) 令和8年3月26日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同年4月14日）

(2) 民事訴訟法第175条に基づく書面による準備手続に付される予定

## 4 区の方針

外部弁護士に訴訟委任して応訴する。

一般庶務報告No.10
福 祉 部
令和8年6月8日

## 家族介護料却下処分取消請求事件について

東生活課

次のとおり、家族介護料却下処分取消請求の訴えの提起があったため、報告するもの

### 1 原告の主張

東京都が作成した「生活保護運用事例集」では、家族介護料の認定方法に関して「食事、入浴及び排便の3つの基本動作全て（「日常生活の全て」とみなしうる。）に介護を必要とする者」を示しているところ、葛飾区福祉事務所長（以下「処分行政庁」という。）が原告世帯に対してした、令和5年10月26日付け保護却下処分（5葛福東第371号）及び令和5年11月8日付け保護却下処分（5葛福東第392号）は、次の理由により違法な処分であるから、取消しを求める。

- (1) 診断書の記載をいかに評価したかを具体的に示しておらず、理由付記不備があるため
- (2) 「生活保護運用事例集」の基準に機械的に依拠し、「日常生活の全て」の解釈を誤り、原告の障害の全体像を総合的に評価することなく判断したことは、生活保護法第9条に規定する必要即応の原則に反するため
- (3) 診断書を総合的に評価すれば、原告は食事・入浴・排便のいずれについても介護を必要としていると評価でき、診断書の一部の項目のみを取り上げて判断したことは、考慮すべき事項を考慮せず、社会通念に照らし著しく妥当性を欠く判断をした裁量権の逸脱・濫用があるとともに、必要即応の原則に反するため
- (4) 原告の介護の実態について自ら調査を行うことなく、もっぱら診断書の記載の一部のみによって形式的に判断したことは職権探知義務に違反するため
- (5) 「排尿・排便障害」と「排せつの後始末」の概念を混同しており、この区別を看過して判断したことは事実認知の基礎に重大な誤りがあるため

- (6) 原告は、体幹機能障害と精神障害を重複して有しており、これらの障害は相互に影響し合い、原告の日常生活における介護需要を増大させているにもかかわらず、もっぱら身体障害に係る診断書における評価のみに着目し、身体障害と精神障害の複合的評価を欠いているため

## 2 訴訟の内容

- (1) 事件名 [REDACTED] 家族介護料却下処分取消請求事件

- (2) 裁判所 東京地方裁判所

- (3) 原告

[REDACTED]  
[REDACTED]

- (4) 被告

葛飾区

- (5) 請求の趣旨

ア 処分行政庁が原告世帯に対してした、令和5年10月26日付け保護却下処分（5葛福東第371号）を取り消す。

イ 処分行政庁が原告世帯に対してした、令和5年11月8日付け保護却下処分（5葛福東第392号）を取り消す。

ウ 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決を求める。

## 3 事件の経過

- (1) 令和8年4月8日 訴えの提起（葛飾区へ訴状が送達されたのは、同年5月13日）

- (2) 第1回期日は、現時点で設定されていない。

## 4 区の方針

外部弁護士に訴訟委任して応訴する。

一般庶務報告 No. 1		
健	康	部
令和 8 年 6 月 8 日		

## 麻しん含有ワクチン接種事業等について

保健予防課

### 1 概要

都が実施する包括補助事業（予防接種促進事業（麻しん・風しん対策分））を活用し、麻しん含有ワクチン未接種者等に対し、対象者を拡大し任意予防接種を実施するもの

なお、対象者の判断の基準となる抗体検査については、関係各部で実施し、実施結果を保健予防課が取りまとめるうえ、国が実施する特定感染症検査等事業（麻しん抗体検査）を活用し、費用助成を実施する。

### 2 対象者

#### (1) 現行

2歳から18歳の区民で、麻しん含有ワクチンの接種が2回未満の者

#### (2) 拡大

##### ア 抗体検査に基づく接種

(ア) 次の a から c に該当する者のうち、区で実施する抗体検査の結果、抗体価の基準に満たず、かつ接種を希望する者

ただし、麻しん含有ワクチンの接種が2回以上の者及び過去に麻しんに感染した者を除く。

a 19歳以上の区民で妊娠を希望する女性及びその同居者

b 19歳以上の妊婦の同居者

c 0歳と同居する保護者等

(イ) 区内保育施設等、未就学児と接する機会が多い職員を対象とした麻しんに係る抗体検査の結果、抗体価の基準に満たず、かつ接種を希望する者

ただし、麻しん含有ワクチンの接種が2回以上の者及び過去に麻しんに感染した者を除く。

##### イ 緊急接種(※)

(ア) 接種日現在6ヶ月以上1歳未満の区民で、保健所により麻しん患者（疑い含む）の接触者と特定され、保健所が緊急接種を必要と判断した者

(イ) 接種日現在19歳以上の区民で、麻しん含有ワクチンの接種が2回未満、又は不明であり、かつ、保健所により麻しん患者（疑い含む）の接触者と特定され、緊急接種を希望する者

(※) 麻しん患者（疑い含む）と最初に接触してから72時間以内に接種するもの

**3 自己負担額**

無料

**4 事業開始時期**

令和8年7月（予定）

**5 周知方法**

広報かつしか（6月25日号）、区公式ホームページ及びSNSに掲載するとともに、区内医療機関、医師会等の関係団体に周知する。

**(参考) 職員を対象とした抗体検査実施予定の関係各部**

総務部（人事課）、福祉部（障害福祉課）、子育て支援部（子育て応援課、子育て施設支援課、保育課）、児童相談部（児童相談課、子ども家庭支援課）

## 令和7年度母子及び父子福祉応急小口資金の不納欠損について

子育て応援課

### 1 概要

令和7年度調定の母子及び父子福祉応急小口資金について、時効により徴収権が消滅したものの不納欠損処理を行ったため報告するもの

### 2 不納欠損の事由

(1) 消滅時効・・・旧民法第167条（10年）

最終弁済日の翌日から起算して法定期間を経過したとき。

(2) 破産免責・・・破産法第253条（即時）

免責許可決定が確定したとき。

### 3 不納欠損額

74,000円

内訳は別紙「令和7年度母子及び父子福祉応急小口資金不納欠損内訳表」のとおり

### 4 処理方法

葛飾区会計事務規則第46条により処理した。

## 令和7年度母子及び父子福祉応急小口資金不納欠損内訳表

別紙

### 1 不納欠損額

(円)

区 分	金 額	件 数
母子及び父子福祉応急小口資金	74,000	1

### 2 不納欠損事由別内訳

(円)

区 分		消 滅 時 効 旧民法第167条(10年)		破 産 免 責 破産法第253条 (即時)		合 計	
		金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数
内訳	無 財 産	0	0	0	0	74,000	1
	所在・財産不明	74,000	1				
合 計		74,000	1				

### 3 前年度との比較

(円)

区 分		消 滅 時 効 旧民法第167条(10年)		破 産 免 責 破産法第253条 (即時)		合 計	
		金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数
令和7年度		74,000	1	0	0	74,000	1
令和6年度		260,000	4	0	0	260,000	4
増 減 額		△ 186,000	△ 3	0	0	△ 186,000	△ 3
増 減 率 (%)		△71.5	-	-	-	△71.5	-

## 私立保育所に対する指導検査等の実施について

子育て施設支援課

### 1 趣旨

児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法に基づき、私立保育所における適正な運営の確保及び保育の質の向上を図ること等を目的に、法令に定められた運営、会計及び保育等に係る基準を遵守しているか、立入りによる指導検査を実施して確認したため、令和7年度の実施結果を報告するもの

### 2 指導検査

#### (1) 実施施設 (177) (括弧内は施設数)

- ア 認可保育所 (92)
- イ 認定こども園 (10)
- ウ 小規模保育事業所 (15)
- エ 家庭的保育事業所 (12)
- オ 認証保育所 (8)
- カ 認可外保育施設 (12)
- キ 病児保育施設 (3)
- ク 幼稚園 (20)
- ケ 児童養護施設 (2)
- コ 母子生活支援施設 (2)
- サ 助産施設 (1)

#### (2) 実施結果 (詳細は別紙のとおり)

文書指摘を行った施設 60

(内訳 認可保育所 39、認定こども園 2、小規模保育事業所 5、家庭的保育事業所 1、認証保育所 6、認可外保育施設 4、幼稚園 3)

#### (3) 文書指摘の主な内容

- ア 検便を適正に行っていない。
- イ 保育士を適正に配置していない。
- ウ 避難・消火訓練を毎月実施していない。

#### (4) 改善状況の確認

文書指摘を行った施設には、期限を定めて、指摘事項の改善及びその状況報告を求め、改善状況を確認した。また、再発防止の観点から、対策が講じられているかを確認し、必要に応じて助言を行った。

### 3 区民への周知

区ホームページで公表する。

### 4 巡回訪問

指導検査後に指摘事項が改善された状態が維持されているか等を確認するため、施設を訪問し、必要に応じて指導及び助言を行った。

(実施数 延べ 44 施設)

令和7年度 認可保育所 指導検査実績

別紙

私立（検査日順）

NO	施設名	設置者	検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の詳細	改善報告
1	さゆり保育園	福 さゆり保育園	令和7年8月25日	無	—	—	—
2	HOPPA京成小岩駅	株 ビーフエア	令和7年8月27日	無	—	—	—
3	新宿保育園	福 新宿会	令和7年8月28日	無	—	—	—
4	あおぞら水元保育園	福 新宿会	【運営・会計】 令和7年8月28日 【保育】 令和7年8月29日	無	—	—	—
5	奥戸保育園	宗 妙法寺	令和7年9月2日	無	—	—	—
6	亀青保育園	福 葛飾若草福祉会	令和7年9月3日	無	—	—	—
7	東中川保育園	福 東中川会	【運営・保育】 令和7年9月4日 【会計】 令和7年9月30日	無	—	—	—
8	ういず堀切菖蒲園駅前保育園	株 WITH	令和7年9月8日	無	—	—	—
9	ベネッセ四ツ木保育園	株 ベネッセスタイルケア	令和7年9月8日	無	—	—	—
10	キッズスマイル葛飾東金町	株 Smile Project	令和7年9月9日	無	—	—	—
11	亀有保育園	福 由和会	令和7年9月10日	有	・積立金の会計処理を適正に行っていない	積立金の会計処理について、貸借対照表の固定資産簿価と積立金の残高に差異が生じていた。	済
12	ミアヘルサ保育園ひびき水元	株 ミアヘルサ	令和7年9月11日	有	・積立資産が保管されている通帳等の内訳を管理していない	複数施設及び複数事業の積立資産を法人本部等の同一の預金口座で、一括して管理する場合は、内訳表の作成等により、預金口座残高の内訳がわかるよう管理を行わなければならないが、内訳表の作成等をしていなかった。	済
13	ミアヘルサ保育園ひびき金町	株 ミアヘルサ	令和7年9月12日	有	・積立資産が保管されている通帳等の内訳を管理していない	複数施設及び複数事業の積立資産を法人本部等の同一の預金口座で、一括して管理する場合は、内訳表の作成等により、預金口座残高の内訳がわかるよう管理を行わなければならないが、内訳表の作成等をしていなかった。	済
14	亀有りりおっこ保育園	福 東中川会	【運営・保育】 令和7年9月16日 【会計】 令和7年9月30日	有	・検便を適正に行っていない	調理従事者等の雇入れの際及び月に1回以上の検便を実施しなければならないが、調理従事者1名について、令和6年12月の検便を実施していなかった。	済
15	キャンディパーク保育園2号	株 カラバ	令和7年9月16日	無	—	—	—
16	南水元いろは保育園	福 アストリー	令和7年9月17日	無	—	—	—
17	ほっぺるランド東立石	株 テノ. コーポレーション	令和7年9月18日	有	・検便を適正に行っていない	調理従事者等の雇入れの際及び月に1回以上の検便を実施しなければならないが、調理従事者1名について、令和7年7月の検便を実施していなかった。	済

N0	施設名	設置者		検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の詳細	改善報告
18	白鳥ふたば保育園	福	共生会	令和7年9月19日	有	・検便を適正に行っていない	調理従事者等の雇入れの際及び月に1回以上の検便を実施しなければならないが、調理従事者1名について、令和7年8月の検便を実施していなかった。	済
19	柴又学園	福	柴又育心会	令和7年9月22日	有	(1)避難・消火訓練を毎月実施していない (2)検便を適正に行っていない	(1)避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月1回実施しなければならないが、令和7年3月の避難・消火訓練を実施していなかった。 (2)調理従事者等の雇入れの際及び月に1回以上の検便を実施しなければならないが、調乳担当者1名について、令和7年4月の検便を実施していなかった。	済
20	HOPPA堀切菖蒲園	株	ビーフェア	令和7年9月22日	有	・保育士を適正に配置していない	配置される保育士の数は、開所時間を通じて常時2名を下回ってはならないが、令和7年6月の早番保育について、常勤保育士1名のみでの配置であった。	済
21	金町保育園	福	大龍会	令和7年9月24日	無	—	—	—
22	立石いろは保育園	福	アストリー	令和7年9月25日	無	—	—	—
23	キッズスマイル葛飾東水元	株	Smile Project	令和7年9月26日	無	—	—	—
24	亀が岡りおっこ保育園	福	東中川会	令和7年9月30日	無	—	—	—
25	ミアヘルサ保育園ひびき亀有	株	ミアヘルサ	令和7年10月1日	有	・積立資産が保管されている通帳等の内訳を管理していない	複数施設及び複数事業の積立資産を法人本部等の同一の預金口座で、一括して管理する場合は、内訳表の作成等により、預金口座残高の内訳がわかるよう管理を行わなければならないが、内訳表の作成等をしていなかった。	済
26	ほっぺるランド東新小岩	株	テノ. コーポレーション	令和7年10月2日	有	・検便を適正に行っていない	調理従事者等の雇入れの際及び月に1回以上の検便を実施しなければならないが、調理従事者1名について、令和7年4月の検便を実施していなかった。	済
27	ほっぺるランド西新小岩	株	テノ. コーポレーション	令和7年10月3日	無	—	—	—
28	金町駅前さくらんぼ保育園	福	誠高会	令和7年10月6日	無	—	—	—
29	ゆめの樹保育園しんこいわ	福	フィロス	令和7年10月6日	無	—	—	—
30	木下の保育園青砥第2	株	木下の保育	令和7年10月7日	無	—	—	—
31	木下の保育園青砥	株	木下の保育	【会計】 令和7年10月7日 【運営・保育】 令和7年10月8日	無	—	—	—
32	アスクかなまち保育園	株	日本保育サービス	令和7年10月9日	無	—	—	—
33	ニチイキッズ葛飾にいじゅく保育園	株	ニチイ学館	令和7年10月10日	無	—	—	—
34	こはるび保育園	医	光善会	令和7年10月14日	無	—	—	—
35	ひまわり保育園	福	ひまわり会	令和7年10月15日	無	—	—	—
36	金町ひまわり保育園	福	ひまわり会	【会計】 令和7年10月15日 【運営・保育】 令和7年10月28日	有	・他の拠点区分への貸付を年度内に精算していない	委託費を同一法人の他の拠点区分に貸し付ける場合は、当該年度内に貸付金を精算しなければならないが、令和6年度の貸付金が年度内に精算されていなかった。	済
37	おくどスマイル保育園	福	喜清会	令和7年10月15日	有	(1)避難・消火訓練を毎月実施していない (2)検便を適正に行っていない	(1)避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月1回実施しなければならないが、令和7年7月の消火訓練を実施していなかった。 (2)調理従事者等の雇入れの際及び月に1回以上の検便を実施しなければならないが、調理従事者1名について、令和6年9月の検便を実施した記録を保管していなかった。	済

N0	施設名	設置者		検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の詳細	改善報告
38	東かなまち保育園	福	清風会	令和7年10月16日	無	—	—	—
39	北野保育園	福	みよし会	令和7年10月17日	無	—	—	—
40	こひつじ保育園	福	葛飾福祉館	【運営・保育】 令和7年10月20日 【会計】 令和7年12月17日	有	(1) 検便を適正に行っていない (2) 積立金の運用を適正に行っていない	(1) 調理従事者等の雇入れの際及び月に1回以上の検便を実施しなければならないが、調理従事者1名について、雇入れの際の検便を実施していなかった。 (2) 積立金は、当期末繰越活動増減差額に積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合に、その範囲内で積み立てることができるが、その範囲を超えた額の積立をしていた。	済
41	きぼう保育園	福	希望福祉会	令和7年10月21日	有	・避難・消火訓練を毎月実施していない	避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月1回実施しなければならないが、令和7年4月、5月及び6月の消火訓練を実施していなかった。	済
42	かつしか風の子保育園	福	厚生福祉会	令和7年10月22日	有	・積立資産に対応する預貯金等を保有していない	次年度以降の経費に充てるために、委託費を積立資産とすることで保有することができるが、積立資産に対応した預貯金等が保有されていなかった。	済
43	青戸もも保育園	福	厚生福祉会	令和7年10月23日	無	—	—	—
44	AIAI NURSERY高砂	株	AIAI Child Care	令和7年10月24日	無	—	—	—
45	山王保育園	宗	日枝神社	令和7年10月27日	有	・変更届を届け出していない	施設の届出事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に区に変更届を提出する必要があるが、保育室の増設及び有効面積の変更について、変更届を届け出していなかった。	済
46	四つ木なかよし保育園	福	悠晴	令和7年10月27日	有	(1) 積立資産に対応する預貯金等を保有していない (2) 他の拠点区分への貸付を年度内に精算していない	(1) 次年度以降の経費に充てるために、委託費を積立資産とすることで保有することができるが、積立資産に対応した預貯金等が保有されていなかった。 (2) 委託費を同一法人の他の拠点区分に貸し付ける場合は、当該年度内に貸付金を精算しなければならないが、令和6年度の貸付金が年度内に精算されていなかった。	済
47	水元保育園	福	健翠会	令和7年10月28日	無	—	—	—
48	ぼけっとランド亀有保育園	学	三幸学園	令和7年10月29日	無	—	—	—
49	無二保育園	福	和順福祉会	令和7年10月30日	有	(1) 避難・消火訓練を毎月実施していない (2) 保育士を適正に配置していない	(1) 避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月1回実施しなければならないが、令和7年8月の消火訓練を実施していなかった。 (2) 常勤保育士は乳児を含む組又はグループに1名以上配置されなければならないが、令和7年9月の遅番保育について、非常勤保育士の2名の配置であった。	済
50	鎌倉保育園	福	葛飾鎌倉福祉会	令和7年10月31日	無	—	—	—
51	金町どんぐり保育園	福	うさぎの夢	令和7年11月5日	有	・積立資産に対応する預貯金等を保有していない	次年度以降の経費に充てるために、委託費を積立資産とすることで保有することができるが、積立資産に対応した預貯金等が保有されていなかった。	済
52	葛飾学園	福	葛飾学園	令和7年11月6日	有	・経理規程に定めた手続きを遵守していない	経理規程により、「日々入金した金銭は、これを直接支出に充てることなく、収納7日以内に金融機関に預け入れなければならない。」と定められているが、収納した金銭を小口現金に充当し、直接支出に充てていた。	済

N0	施設名	設置者		検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の詳細	改善報告
53	ミアヘルサ保育園ひびき奥戸	株	ミアヘルサ	令和7年11月7日	有	・積立資産が保管されている通帳等の内訳を管理していない	複数施設及び複数事業の積立資産を法人本部等の同一の預金口座で、一括して管理する場合は、内訳表の作成等により、預金口座残高の内訳がわかるよう管理を行わなければならないが、内訳表の作成等をしていなかった。	済
54	ミアヘルサ保育園ひびき新小岩	株	ミアヘルサ	令和7年11月10日	有	・積立資産が保管されている通帳等の内訳を管理していない	複数施設及び複数事業の積立資産を法人本部等の同一の預金口座で、一括して管理する場合は、内訳表の作成等により、預金口座残高の内訳がわかるよう管理を行わなければならないが、内訳表の作成等をしていなかった。	済
55	かみこまつ保育園	福	白菊会	令和7年11月10日	無	—	—	—
56	キッズハーモニー・かなまち	株	パソナフォスター	令和7年11月11日	無	—	—	—
57	このえ西亀有保育園	株	なないろ	令和7年11月12日	無	—	—	—
58	葛飾高砂たいよう保育園	福	まあれ愛恵会	令和7年11月13日	有	・他の拠点区分への貸付を年度内に精算していない	委託費を同一法人の他の拠点区分に貸し付ける場合は、当該年度内に貸付金を精算しなければならないが、令和6年度の貸付金が年度内に精算されていなかった。	済
59	グローバルキッズ東新小岩園	株	グローバルキッズ	【運営・保育】 令和7年11月14日 【会計】 令和7年11月26日	無	—	—	—
60	まなびの森保育園金町	株	こどもの森	令和7年11月17日	無	—	—	—
61	東立石保育園	福	徳育会	令和7年11月17日	無	—	—	—
62	まなびの森保育園京成金町プチ・クレイシュ	株	こどもの森	令和7年11月18日	無	—	—	—
63	まなびの森保育園新柴又	株	こどもの森	令和7年11月19日	無	—	—	—
64	さくら学園保育所	福	さくら学園	令和7年11月20日	無	—	—	—
65	さかえ保育園	福	正栄会	令和7年11月21日	無	—	—	—
66	まなびの森保育園亀有	株	こどもの森	令和7年11月25日	無	—	—	—
67	グローバルキッズ奥戸園	株	グローバルキッズ	令和7年11月26日	有	・検便を適正に行っていない	調理従事者等の雇入れの際及び月に1回以上の検便を実施しなければならないが、調乳担当者1名について、令和7年3月の検便を実施していなかった。	済
68	黎明保育園	福	雲柱社	令和7年11月27日	有	・在籍児に見合う基準面積を下回っている	乳児室または保育室において、0歳児及び1歳児は1名あたり3.3㎡以上、2歳以上児は1名あたり1.98㎡の面積を満たさなければならない。しかし、一部の保育室において、物品等の増加により在籍児に見合う基準面積を下回っていた。	済
69	そらまめ保育園 お花茶屋駅前	株	ブルーム	【運営・保育】 令和7年11月28日 【会計】 令和7年12月8日	有	(1)検便を適正に行っていない (2)前期末支払資金残高の取崩しを適正に行っていない	(1)調理従事者等の雇入れの際及び月に1回以上の検便を実施しなければならないが、調理従事者1名について、令和6年12月の検便を実施していなかった。 (2)前期末支払資金残高の取崩しを行うに当たり、都に事前協議をする必要があるが、行っていなかった。	済

N0	施設名	設置者		検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の詳細	改善報告
70	ひのか保育園	福	清遊の家	令和7年12月3日	有	・積立金の運用を適正に行っていない	積立金は、当期末繰越活動増減差額に積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合に、その範囲内で積み立てることができるが、その範囲を超えた額の積立をしていた。	済
71	日の出保育園	福	日の出保育園	令和7年12月4日	有	(1)保育士を適正に配置していない (2)検便を適正に行っていない	(1)児童の定員に対して保育士が11名配置されていることが必要であるが、非常勤保育士の一月当たりの勤務合計時間が足りず、保育士1名分の配置が不足した。 (2)調理従事者等の雇入れの際及び月に1回以上の検便を実施しなければならないが、調理従事者1名について、令和7年1月の検便を実施していなかった。	済
72	こぼとの森保育園	福	すこやか福祉会	令和7年12月5日	有	(1)検便を適正に行っていない (2)前期末支払資金残高の取崩しを適正に行っていない	(1)調理従事者等の雇入れの際及び月に1回以上の検便を実施しなければならないが、調乳担当者1名について、令和7年3月の検便を実施していなかった。 (2)前期末支払資金残高の取崩しを行うに当たり、理事会の承認を得る必要があるが、行っていなかった。	済
73	太陽の子青戸中央保育園	株	HITOWAキッズライフ	【運営・保育】 令和7年12月8日 【会計】 令和7年12月10日	有	・在籍児に見合う基準面積を下回っている	乳児室または保育室において、0歳児及び1歳児は1名あたり3.3㎡以上、2歳以上児は1名あたり1.98㎡の面積を満たさなければならない。しかし、一部の保育室において、物品等の増加により在籍児に見合う基準面積を下回っていた。	済
74	徳育保育園	福	徳育会	令和7年12月9日	有	・保育士を適正に配置していない	配置される保育士の数は、開所時間を通じて常時2名を下回ってはならないが、令和7年2月の早番保育について、常勤保育士1名と無資格者1名の配置であった。	済
75	西亀有三丁目保育園	株	HITOWAキッズライフ	令和7年12月10日	無	—	—	—
76	うらら保育園	福	清遊の家	令和7年12月11日	有	(1)当期末支払資金残高を当該年度の委託費収入の30%を超えて保有している (2)他の拠点区分への貸付を年度内に精算していない	(1)当期末支払資金残高は、当該年度の委託費収入の30%以下の保有とする必要があるが、令和6年度決算において、当期末支払資金残高が委託費収入の30%を超過していた。 (2)委託費を同一法人の他の拠点区分に貸し付ける場合は、当該年度内に貸付金を精算しなければならないが、令和6年度の貸付金が年度内に精算されていなかった。	済
77	たけのこ第2保育園	有	たけのこ	令和7年12月12日	無	—	—	—
78	かなまち虹保育園	福	日の出福祉会	令和7年12月15日	無	—	—	—
79	にじいろ保育園西亀有	株	ライクキッズ	令和7年12月15日	無	—	—	—
80	にじいろ保育園南水元	株	ライクキッズ	【会計】 令和7年12月15日 【運営・保育】 令和7年12月23日	無	—	—	—
81	かつしか堀切保育園	福	葛飾会	【会計】 令和7年12月16日 【運営・保育】 令和8年1月13日	有	・当期末支払資金残高を当該年度の委託費収入の30%を超えて保有している	当期末支払資金残高は、当該年度の委託費収入の30%以下の保有とする必要があるが、令和6年度決算において、当期末支払資金残高が委託費収入の30%を超過していた。	済
82	東立石こひつじ保育園	福	葛飾福祉館	【運営・保育】 令和7年12月16日 【会計】 令和7年12月17日	有	・検便を適正に行っていない	調理従事者等の雇入れの際及び月に1回以上の検便を実施しなければならないが、調理従事者1名について、令和7年9月の検便を実施していなかった。また、調乳担当者1名について、令和7年3月の検便を実施していなかった。	済
83	本田こひつじ保育園	福	葛飾福祉館	令和7年12月17日	有	・在籍児に見合う基準面積を下回っている	乳児室または保育室において、0歳児及び1歳児は1名あたり3.3㎡以上、2歳以上児は1名あたり1.98㎡の面積を満たさなければならない。しかし、一部の保育室において、物品等の増加により在籍児に見合う基準面積を下回っていた。	済

NO	施設名	設置者		検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の詳細	改善報告
84	たかさご保育園	福	のゆり会	令和7年12月18日	有	・積立資産に対応する預貯金等を保有していない	次年度以降の経費に充てるために、委託費を積立資産とすることで保有することができるが、積立資産に対応した預貯金等が保有されていなかった。	済
85	新小岩さくらインターナショナル保育園 第2	特非	J&C Union	令和7年12月19日	無	—	—	—
86	ひかり学園	福	ひかり学園	令和7年12月22日	有	・理事会議事録を作成していない	理事会の議事については、書面または電磁的記録を持って議事録を作成しなければならないが、作成されていなかった。	済
87	トレジャーキッズにいじゅく保育園	株	セリオ	令和8年1月26日	無	—	—	—

公設民営（検査日順）

NO	施設名	運営主体		検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の詳細	改善報告
1	小合保育園	福	みよし会	令和8年1月15日	無	—	—	—
2	たつみ保育園	福	清遊の家	令和8年1月15日	無	—	—	—
3	住吉保育園	福	和泉会	令和8年1月16日	有	・避難・消火訓練を毎月実施していない	避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月1回実施しなければならないが、令和7年8月の消火訓練を実施していなかった。	済
4	小谷野しょうぶ保育園	株	プロケア	令和8年1月30日	有	・避難・消火訓練を毎月実施していない	避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月1回実施しなければならないが、令和7年11月の避難訓練を実施していなかった。	済
5	中青戸保育園	福	厚生福社会	令和8年2月6日	無	—	—	—

令和7年度 認定こども園 指導検査実績

(検査日順)

NO	施設名	設置者	検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の詳細	改善報告
1	幼稚園型認定こども園 金町幼稚園	個 津田 学	令和7年7月8日	無	—	—	—
2	幼稚園型認定こども園 青鳩幼稚園	学 山崎文化学園	令和7年7月9日	有	・費用を支払った保護者に対し、領収証が未交付である	費用の支払を受けた場合は、当該費用を支払った利用保護者に対し、領収証を交付しなければならないが、令和7年3月の5歳児の預かり保育料について、保護者に領収証を交付していなかった。	済
3	幼稚園型認定こども園 新小岩ちぐさ幼稚園	学 ちぐさ学園	令和7年7月10日	無	—	—	—
4	幼保連携型認定こども園 青戸福祉	福 厚生福祉会	【会計】 令和7年10月8日 【運営・保育教育】 令和8年1月21日	無	—	—	—
5	幼保連携型認定こども園 すなはら	福 砂原母の会	【運営・保育教育】 令和8年1月19日 【会計】 令和8年1月20日	無	—	—	—
6	幼保連携型認定こども園 そあ	福 砂原母の会	令和8年1月20日	無	—	—	—
7	幼保連携型認定こども園 まどか幼稚園	学 町山学園	令和8年1月21日	無	—	—	—
8	幼保連携型認定こども園 めいしょう幼稚園	学 関口学園	令和8年1月22日	無	—	—	—
9	幼保連携型認定こども園 葛飾二葉幼稚園	学 二葉学園	令和8年1月28日	無	—	—	—
10	幼保連携型認定こども園 葛飾みどり	学 広和学園	令和8年1月29日	有	・環境衛生検査を適切に実施していない	学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査を実施しなければならないが、実施していなかった。	済

令和7年度 小規模保育事業所 指導検査実績

(検査日順)

NO	施設名	設置者		検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の詳細	改善報告
1	アルタベビー金町園	株	ALTA	【運営・保育】 令和7年6月3日 【会計】 令和7年7月1日	有	・検便を適正に行っていない	調理従事者等の雇入れの際及び月に1回以上の検便を実施しなければならないが、調理従事者1名及び食事介助者3名について、令和7年3月の検便を実施していなかった。	済
2	エンジェルキッズ亀有園	株	セリオ	【運営・保育】 令和7年6月3日 【会計】 令和7年7月22日	無	—	—	—
3	トゥインクル保育園	株	トゥインクル ナーサリー	令和7年6月5日	無	—	—	—
4	キャンディパーク保育園3号	株	カラバ	【運営・保育】 令和7年6月6日 【会計】 令和7年7月24日	無	—	—	—
5	青鳩ともだち保育園	学	山崎文化学園	【運営・保育】 令和7年6月9日 【会計】 令和7年7月9日	無	—	—	—
6	新小岩ちぐさ保育園	学	ちぐさ学園	【運営・保育】 令和7年6月12日 【会計】 令和7年7月10日	無	—	—	—
7	ふれあ保育園・新小岩	株	キッズプレア	令和7年6月16日	有	(1)保育士を適正に配置していない (2)検便を適正に行っていない	(1)保育士の人数は、利用定員を基準に乳児3名につき1名、満1歳以上満3歳に満たない幼児6名につき1名、これに1名を加えた人数を配置し、これとは別に非常勤保育士が2名配置されていることが必要であるが、常勤保育士1名分の配置がない状態で運営していた。 (2)調理従事者等の雇入れの際及び月に1回以上の検便を実施しなければならないが、食事介助者4名について、令和7年3月の検便を実施していなかった。	済
8	新小岩さくらインターナショナル 保育園第1	特非	J&C Union	【運営・保育】 令和7年6月17日 【会計】 令和7年7月17日	無	—	—	—
9	ミル・クラン キッズ	学	宇田川学園	令和7年6月20日	有	・管理者が専任となっていない	管理者は施設の運営管理業務に専従している必要があるが、恒常的に保育に従事しており、専任となっていなかった。	済
10	ひなた青戸保育園	株	ハッピーストーリー	令和7年6月23日	無	—	—	—
11	アルタベビー亀有園	株	ALTA	【運営・保育】 令和7年6月27日 【会計】 令和7年7月1日	有	・検便を適正に行っていない	調理従事者等の雇入れの際及び月に1回以上の検便を実施しなければならないが、食事介助者1名について、令和6年11月の検便を実施していなかった。	済

NO	施設名	設置者		検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の詳細	改善報告
12	Petit WAKAKUSA Crèche (プティワカクサクレッシュ)	学	清田学園	令和7年6月30日	有	(1)保育士を適正に配置していない (2)避難・消火訓練を毎月実施していない	(1)保育士の人数は、利用定員を基準に乳児3名につき1名、満1歳以上満3歳に満たない幼児6名につき1名、これに1名を加えた人数を配置し、これとは別に非常勤保育士が2名配置されていることが必要であるが、非常勤保育士1名分の配置がない状態で運営していた。 (2)避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月1回以上実施しなければならないが、令和6年9月の消火訓練を実施していなかった。	済
13	青戸ひだまり保育園	福	厚生福祉会	令和7年7月1日	無	—	—	—
14	森のなかま保育園 亀有ルーム	株	シンリツ	令和7年7月17日	無	—	—	—
15	新小岩保育室「結」	労協	労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団	令和7年7月25日	無	—	—	—

### 令和7年度 家庭的保育事業所 指導検査実績

(検査日順)

NO	施設名	設置者	検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の詳細	改善報告	
1	戸島保育室 おひさま	個人	戸島三加	令和7年5月19日	無	—	—	
2	中里保育ルーム ままちゃんち		中里千代子	令和7年5月19日	無	—	—	
3	いのうえ保育ルーム シャイン		井上郁美	令和7年5月20日	無	—	—	
4	つちしお保育ルーム リトル・ミー		土塩由紀	令和7年5月21日	無	—	—	
5	中山保育ルーム みらい		中山恵実	令和7年5月21日	無	—	—	
6	家庭保育室 唐澤		唐澤由美	令和7年5月22日	無	—	—	
7	田中保育室		田中恵子	令和7年5月23日	無	—	—	
8	石井保育ルームSmile		石井早百合	令和7年5月27日	無	—	—	
9	のぶさわ保育ルームNIJI		信澤裕子	令和7年5月27日	無	—	—	
10	いりくら保育室		入倉千恵	令和7年5月28日	有	・避難・消火訓練を毎月実施していない	避難訓練及び消火訓練を少なくとも毎月1回以上実施しなければならないが、令和6年9月及び令和7年2月の消火訓練を実施していなかった。	済
11	浜口保育ルーム		濱口加奈子	令和7年5月28日	無	—	—	—
12	大竹保育室「こころ」		大竹貴子	令和7年5月30日	無	—	—	—

令和7年度 認証保育所 指導検査実績

(検査日順)

NO	施設名	設置者	検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の詳細	改善報告
1	たけのこ保育園	有 たけのこ	令和8年2月6日	無	—	—	—
2	どんぐり保育園	有 どんぐり山のうさぎ	令和8年2月12日	有	・検便を適正に行っていない	調理従事者等の雇入れの際及び月に1回以上の検便を実施しなければならないが、調理担当者1名について、令和8年1月の検便を実施していなかった。	済
3	めぐみ保育園	株 ステラ・バンビーニ	令和8年2月13日	有	(1)保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していない (2)救命救急訓練を実施していない (3)保育士等を適正に配置していない (4)入所時の児童の健康診断が実施されていない	(1)保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならないが、周知していなかった。 (2)事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を定期的実施しなければならないが、関係機関への緊急通報訓練を1年以内に1回も実施していなかった。 (3)開所時間中は、常勤保育士1名以上を含む2名以上の保育従事職員を配置しなければならないが、早番・遅番の時間帯において、無資格者2名が配置されている日があった。 (4)児童の入所時は、健康診断の実施又は保護者から健康診断結果等の提出が必要であるが、適正に実施されていないかった。	済
4	キャンディパーク保育園	株 カラバ	令和8年2月16日	有	・職員の給与を適正に支給していない	職員の給与の支給について、非常勤職員1名に対し、適正に支給していなかった。	済
5	アイキッズ認証保育園	株 BunBuKids	令和8年2月18日	有	・検便を適正に行っていない	調理従事者等の雇入れの際及び月に1回以上の検便を実施しなければならないが、調理担当者1名について、令和8年2月の検便を実施したが、検査結果を確認しないまま給食室内での業務に従事させていた。	済
6	都市型保育園ポポラー東京金町園	株 タスク・フォース	令和8年2月19日	無	—	—	—
7	亀有プチ・クレイシュ	株 こどもの森	令和8年2月24日	有	・在籍児に見合う基準面積を下回っている	乳児室または保育室において、0歳児及び1歳児は1名あたり3.3㎡以上、2歳児以上は1名あたり1.98㎡の面積を満たさなければならない。しかし、一部の保育室について、物品等の設置により在籍児に見合う基準面積を下回っていた。	済
8	めぐみナーサリー	株 ステラ・バンビーニ	令和8年3月3日	有	・消火用具、その他非常災害時に必要な設備が、不適切である	消火器等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備を設け、これに対する日常的な点検を怠らないようにしなければならないが、非常口において、扉の開閉を妨げる位置に自転車等が駐輪され、退避用経路が確保されていないかった。	済

令和7年度 認可外保育施設 指導検査実績

(検査日順)

NO	施設名	設置者	検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の詳細	改善報告
1	みちくさ保育園	合 どもキャピタル	令和8年1月16日	無	—	—	—
2	さくら保育室	医 明芳会イムス東京葛飾総合病院	令和8年1月19日	無	—	—	—
3	金町ひよこ保育園	医 憲昇会	令和8年1月20日	無	—	—	—
4	DoReMi保育園	株 ReAxes	令和8年1月22日	無	—	—	—
5	エレナ保育園	株 エレナ	令和8年1月23日	無	—	—	—
6	介護老人福祉施設 ケアホーム葛飾託児室	福 平成記念会	令和8年1月23日	無	—	—	—
7	ペンギン保育園	医 正志会	令和8年1月26日	無	—	—	—
8	BINGO International School	株 BINGO International	令和8年1月27日	有	・職員に関する書類の整備が不十分である	事業所ごとに備え付けが義務付けられている帳簿等のうち、職員1名の労働条件を明示する書類が整備されていなかった。	済
9	金町ひかり保育所	医 光仁会第一病院	令和8年2月3日	無	—	—	—
10	葛飾ヤクルト 新小岩センター託児所	株 葛飾ヤクルト販売	令和8年2月3日	有	(1)保育士等を適正に配置していない (2)児童の健康診断が実施されていない (3)面積が確認できる施設の平面図がない	(1)1日に保育する乳幼児が3名以下の場合、常勤の保育士、看護師又は家庭的保育研修修了者を1名配置しなければならないが、非常勤の保育士と無資格者のみの配置であった。 (2)児童の健康診断は、入所時及び1年に2回の健康診断の実施又は保護者からの健康診断書等の提出が必要であるが、適正に実施されていなかった。 (3)面積が確認できる施設の平面図を備え付ける必要があるが、平面図に面積が記載されていなかった。	済
11	スマイルキッズ葛飾保育園	株 イノセンス	令和8年2月10日	有	(1)衛生管理が適切に行われていない (2)保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していない	(1)調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行わなければならないが、調乳室及び食事を置く棚の上に使用済みおむつが置かれていた。 (2)保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならないが、周知してなかった。	済
12	葛飾ヤクルト 花の木センター託児所	株 葛飾ヤクルト販売	令和8年2月10日	有	(1)保育士等を適正に配置していない (2)入所後の児童の健康診断が実施されていない (3)保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していない (4)救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいない	(1)1日に保育する乳幼児が3名以下の場合、常勤の保育士、看護師又は家庭的保育研修修了者を1名配置しなければならないが、無資格者のみの配置であった。 (2)児童の健康診断は、1年に2回の健康診断の実施又は保護者からの健康診断書等の提出が必要であるが、適正に実施されていなかった。 (3)保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならないが、周知してなかった。 (4)保育従事者は事故発生時に適切な救命措置が可能となるよう、過去3年以内に救命講習を定期的に講習しなければならないが、受講した者がいなかった。	済

令和7年度 病児保育施設 指導検査実績

(検査日順)

NO	施設名	設置者		検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の詳細	改善報告
1	タムスわんぱく病児保育室 新小岩	医	だいたい	令和8年2月26日	無	—	—	—
2	東部地域病院 病児保育室くろーばー	地独	東京都立東部地域 病院	令和8年2月27日	無	—	—	—
3	堀切二丁目病児保育室	個	佐久間 達朗	令和8年3月5日	無	—	—	—

令和7年度 幼稚園 指導検査実績

(検査日順)

NO	施設名	設置者	検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の詳細	改善報告
1	葛飾こどもの園幼稚園	学 希望学園	令和7年6月24日	無	—	—	—
2	明昭第二幼稚園	学 関口学園	令和7年6月24日	無	—	—	—
3	あすなる幼稚園	学 八王山学園	令和7年6月25日	無	—	—	—
4	浜島幼稚園	個 番場久枝	令和7年6月27日	無	—	—	—
5	あやめ幼稚園	学 葛飾吉田学園	令和7年6月30日	無	—	—	—
6	熊野幼稚園	学 熊野学園	令和7年7月2日	無	—	—	—
7	共栄幼稚園	学 共栄学園	令和7年7月3日	無	—	—	—
8	東江幼稚園	学 東江寺学園	令和7年7月3日	無	—	—	—
9	ルンビニー幼稚園	宗 題経寺	令和7年7月4日	無	—	—	—
10	水元八千代幼稚園	個 千葉伸一	令和7年7月7日	有	・費用を払った保護者に対し、領収証が未交付である	費用の支払を受けた場合は、当該費用を支払った利用保護者に対し、領収証を交付しなければならないが、預かり保育料について、保護者に領収証を交付していなかった。	済
11	葛飾若草幼稚園	学 清田学園	令和7年7月8日	無	—	—	—
12	和光幼稚園	学 みどりかげ学園	令和7年7月9日	無	—	—	—
13	葛飾やまびこ幼稚園	学 青砥学園	令和7年7月14日	無	—	—	—
14	千鶴幼稚園	学 宇田川学園	令和7年7月15日	無	—	—	—
15	上平井幼稚園	学 上平井幼稚園	令和7年7月16日	無	—	—	—
16	東光幼稚園	学 東光学園	令和7年7月16日	有	・利用申込者に対し、重要事項説明書を交付し、説明を行っていない	利用申込者に対し、重要事項説明書を交付し、説明を行わなければならないが、重要事項説明書を交付していなかった。	済
17	やくし幼稚園	宗 浄光寺	令和7年7月23日	無	—	—	—
18	葛飾白百合幼稚園	学 やしろ学園	令和7年9月9日	無	—	—	—
19	延命幼稚園	学 水元まちだ学園	令和7年9月18日	無	—	—	—
20	遍照院幼稚園	学 和銅寺学園	令和7年10月10日	有	(1)変更届を届け出していない (2)教育職員等の雇用に当たり、国のデータベースを活用していない	(1)施設の届出事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に区に変更届を提出する必要があるが、保護者から徴収する費用の変更について、変更届を届け出ていなかった。 (2)事業主は保育士や教育職員を任命又は雇用しようとするときは、国のデータベースの情報を確認し、適切な判断を行う必要があるが、教育職員等の雇用に当たり、データベースを活用していなかった。	済

令和7年度 児童養護施設 指導検査実績

(検査日順)

NO	施設名	設置者		検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の内容	改善報告
1	希望の家	福	共生会	令和8年2月4日 令和8年2月5日	無	—	—	—
2	東京愛育苑 向島学園	福	東京愛育苑	令和8年2月9日	無	—	—	—

令和7年度 母子生活支援施設 指導検査実績

(検査日順)

NO	施設名	設置者		検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の詳細	改善報告
1	ふたばホーム	福	共生会	令和8年2月17日	無	—	—	—
2	あゆみ苑	福	大龍会	令和8年2月20日	無	—	—	—

令和7年度 助産施設 指導検査実績

NO	施設名	設置者		検査日	文書指摘の有無	文書指摘の内容	文書指摘の内容	改善報告
1	東京かつしか赤十字 母子医療センター	日本赤十字社		令和8年2月25日	無	—	—	—

令和8年度保育所等在籍状況について

保 育 課

1 認可保育所

(1) 全 体

(令和8年4月1日現在)

施設名	定 員(人)						在籍児童数(人)							入所 可能	定員 充足率
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～	予約	合計		
公 立	277	583	681	721	1,442	3,704	166	581	648	667	1,246	71	3,379	325	91.2%
私 立	731	1,189	1,313	1,415	2,863	7,511	552	1,150	1,238	1,288	2,507		6,735	814	89.7%
合 計	1,008	1,772	1,994	2,136	4,305	11,215	718	1,731	1,886	1,955	3,753	71	10,114	1,139	90.2%

(2) 公 立

(令和8年4月1日現在)

No.	施設名	定 員(人)						在籍児童数(人) ※							入所 可能	定員 充足率
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～	合計	0歳	予約	1歳	2歳	3歳	4歳～	合計		
1	小松		15	17	19	38	89			15	16	12	25	68	21	76.4%
2	白鷺		15	18	18	36	87			15	16	18	29	78	9	89.7%
3	双葉	9	15	16	16	32	88	6	3	15	16	15	30	85	3	96.6%
4	青戸	15	17	30	30	60	152	10	5	17	26	29	49	136	16	89.5%
5	上平井	12	20	24	30	60	146	7	5	19	24	30	56	141	5	96.6%
6	四つ木	9	12	16	18	36	91	5	4	12	14	18	35	88	3	96.7%
7	小合	6	15	20	20	40	101	5	0	15	19	18	33	90	11	89.1%
8	木根川		15	15	15	30	75			15	13	10	18	56	19	74.7%
9	半田	3	20	20	20	40	103	2		20	20	19	34	95	8	92.2%
10	東新小岩		18	18	18	36	90			17	18	15	31	81	9	90.0%
11	南堀切		18	22	22	44	106			18	15	21	33	87	19	82.1%
12	小菅		18	21	21	42	102			18	21	19	34	92	10	90.2%
13	宝	15	17	21	21	42	116	5	3	17	20	18	31	94	22	81.0%
14	住吉	9	14	17	17	34	91	6		14	16	17	30	83	8	91.2%
15	梅田	12	20	20	21	42	115	4	5	20	20	22	38	109	6	94.8%
16	白鳥	9	16	18	22	44	109	6	3	16	18	22	39	104	5	95.4%
17	渋江	12	15	18	20	40	105	8	4	15	18	20	39	104	1	99.0%
18	細田	6	10	15	15	30	76	5	1	10	13	14	24	67	9	88.2%
19	二上	9	20	20	22	44	115	6	3	20	20	20	39	108	7	93.9%
20	南奥戸	6	15	15	15	30	81	3	3	15	14	13	21	69	12	85.2%
21	南新宿	6	15	17	19	38	95	3	2	15	17	16	37	90	5	94.7%
22	新水元	9	20	21	21	42	113	5	2	20	21	20	37	105	8	92.9%
23	南鎌倉	9	18	20	20	40	107	5	4	18	20	19	36	102	5	95.3%
24	幸田	9	15	17	19	38	98	3	2	15	17	17	35	89	9	90.8%
25	堀切	12	15	18	19	38	102	11	1	15	18	18	36	99	3	97.1%
26	道上	9	17	17	19	38	100	5	0	17	17	19	38	96	4	96.0%
27	小菅東	12	15	18	18	36	99	7	5	15	18	19	33	97	2	98.0%
28	会野	9	15	16	16	32	88	5	2	15	15	14	29	80	8	90.9%
29	西新小岩	6	13	13	13	26	71	3	1	13	13	11	19	60	11	84.5%
30	東堀切	12	15	18	22	44	111	3	3	15	18	22	40	101	10	91.0%
31	花の木	6	15	18	22	44	105	3	3	15	18	22	41	102	3	97.1%
32	中青戸	12	15	30	30	60	147	8	3	15	24	22	50	122	25	83.0%
33	東半田	3	15	15	15	30	78	3		15	15	12	23	68	10	87.2%
34	たつみ	9	15	18	20	40	102	9		15	18	20	36	98	4	96.1%
35	南白鳥	12	15	16	19	38	100	5	4	15	16	18	37	95	5	95.0%
36	小谷野しょうぶ	7	10	11	12	24	64	7		10	11	11	23	62	2	96.9%
37	新高砂	3	15	17	17	34	86	3		15	15	17	28	78	8	90.7%
合 計		277	583	681	721	1,442	3,704	166	71	581	648	667	1,246	3,379	325	91.2%
充足率								85.6%		99.7%	95.2%	92.5%	86.4%			

※区外在住だが、区内の認可保育所を利用している児童を含む

## (3) 私立

(令和8年4月1日現在)

No.	施設名	定員(人)						在籍児童数(人) ※						入所可能	定員充足率
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～	合計		
1	亀有	9	16	16	16	32	89	9	16	17	16	30	88	1	98.9%
2	葛飾学園	12	30	42	50	100	234	9	19	22	33	58	141	93	60.3%
3	金町	30	35	35	35	70	205	29	35	35	35	70	204	1	99.5%
4	たかさご	15	17	17	17	34	100	14	17	16	16	30	93	7	93.0%
5	奥戸	9	15	18	20	40	102	9	15	18	18	38	98	4	96.1%
6	新宿	9	15	18	20	40	102	9	15	18	17	40	99	3	97.1%
7	山王	/	10	12	13	30	65	/	10	10	12	28	60	5	92.3%
8	さくら学園	6	18	19	19	38	100	2	10	12	14	30	68	32	68.0%
9	黎明	9	16	20	20	40	105	9	16	20	20	40	105	0	100.0%
10	ひまわり	30	47	60	60	120	317	17	47	51	60	108	283	34	89.3%
11	鎌倉	9	15	15	15	30	84	9	15	15	15	27	81	3	96.4%
12	柴又学園	6	18	20	20	40	104	2	18	18	18	34	90	14	86.5%
13	さゆり	12	20	24	24	50	130	4	15	19	18	26	82	48	63.1%
14	ひかり学園	9	20	30	33	68	160	5	15	19	23	40	102	58	63.8%
15	北野	15	17	18	20	40	110	8	18	17	19	39	101	9	91.8%
16	かみこまつ	9	12	12	12	25	70	9	12	12	10	24	67	3	95.7%
17	きぼう	12	15	18	20	40	105	8	15	17	18	28	86	19	81.9%
18	こひつじ	12	12	12	12	28	76	7	12	12	12	23	66	10	86.8%
19	日の出	12	18	20	20	40	110	5	12	16	15	19	67	43	60.9%
20	東中川	11	15	15	15	30	86	3	15	14	14	30	76	10	88.4%
21	亀青	6	6	6	6	12	36	3	6	7	6	12	34	2	94.4%
22	さかえ	9	10	12	12	25	68	3	7	8	9	17	44	24	64.7%
23	うらら	9	12	12	12	24	69	6	12	12	12	22	64	5	92.8%
24	こぼとの森	9	15	15	15	30	84	2	15	15	13	28	73	11	86.9%
	徳育	/	/	16	16	32	64	/	/	16	16	31	63	1	98.4%
25	徳育分園	9	16	/	/	/	25	6	16	/	/	/	22	3	88.0%
26	東立石こひつじ	6	8	9	9	18	50	6	9	9	6	17	47	3	94.0%
27	青戸もも	6	11	11	11	21	60	6	11	11	11	21	60	0	100.0%
28	亀有りりおっこ	12	15	15	15	30	87	7	15	15	15	30	82	5	94.3%
29	金町ひまわり	9	18	18	18	36	99	9	18	18	18	36	99	0	100.0%
30	かつしか風の子	9	15	18	20	40	102	8	15	18	20	38	99	3	97.1%
	かつしか堀切	14	17	17	/	/	48	4	17	17	/	/	38	10	79.2%
31	かつしか堀切分園	/	/	/	17	34	51	/	/	/	15	31	46	5	90.2%
32	四つ木なかよし	9	12	12	13	26	72	9	12	12	10	26	69	3	95.8%
33	白鳥ふたば	6	6	6	6	12	36	6	6	6	6	12	36	0	100.0%
34	太陽の子青戸中央	12	12	12	12	24	72	10	12	12	12	22	68	4	94.4%
35	東かなまち	12	20	24	24	50	130	10	20	24	24	50	128	2	98.5%
36	水元	9	20	20	20	40	109	9	20	20	20	38	107	2	98.2%
37	あおぞら水元	9	15	18	19	40	101	9	15	18	16	38	96	5	95.0%
38	金町どんぐり	9	10	12	12	24	67	6	10	12	12	24	64	3	95.5%
	キャンディパーク2号	/	/	/	35	70	105	/	/	/	23	66	89	16	84.8%
39	キャンディパーク2号分園	12	15	15	/	/	42	8	15	15	/	/	38	4	90.5%
40	かなまち虹	6	8	11	11	24	60	8	12	12	8	23	63	0	105.0%
41	まなびの森 保育園 京成金町ブチ・クレイシュ	6	6	7	7	14	40	6	8	8	8	13	43	0	107.5%
42	まなびの森亀有	6	10	11	11	22	60	6	14	13	15	22	70	0	116.7%

No.	施設名	定 員(人)						在籍児童数(人) ※						入所 可能	定 員 充足率	
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～	合計			
43	ういず堀切菖蒲園駅前	6	8	10	12	24	60	6	8	10	12	24	60	0	100.0%	
44	ベネッセ四ツ木	6	10	12	12	24	64	6	9	12	12	20	59	5	92.2%	
45	グローバルキッズ奥戸	9	15	18	18	36	96	6	13	15	15	28	77	19	80.2%	
46	ゆめの樹しんこいわ	6	10	11	11	22	60	5	11	12	11	24	63	0	105.0%	
47	にじいろ西亀有	6	10	11	11	26	64	6	10	11	9	18	54	10	84.4%	
48	たけのこ第2	3	3	3	3	8	20	1	3	3	3	2	12	8	60.0%	
49	ほっぺるランド西新小岩	6	16	17	17	34	90	5	15	17	16	27	80	10	88.9%	
50	ほっぺるランド東立石	6	16	17	17	34	90	3	11	12	14	29	69	21	76.7%	
51	こはるび	6	10	11	11	22	60	3	10	11	10	21	55	5	91.7%	
52	グローバルキッズ東新小岩	6	7	11	11	22	57	6	7	11	11	20	55	2	96.5%	
53	そらまめお花茶屋駅前	9	10	10	10	20	59	9	10	9	10	18	56	3	94.9%	
54	本田こひつじ	9	22	25	25	50	131	8	22	25	24	48	127	4	96.9%	
55	立石いろは	6	18	18	20	40	102	5	18	18	17	30	88	14	86.3%	
56	にじいろ南水元	6	10	11	11	25	63	6	10	11	11	21	59	4	93.7%	
57	トレジャーキッズにいじゅく	6	12	15	15	32	80	4	10	15	15	32	76	4	95.0%	
58	金町駅前さくらんぼ	6	10	11	11	22	60	6	10	11	11	22	60	0	100.0%	
59	まなびの森新柴又	6	6	7	7	14	40	6	9	8	9	15	47	0	117.5%	
60	AIAI NURSERY 高砂	4	6	10	10	20	50	3	6	9	9	20	47	3	94.0%	
61	おくどスマイル	6	18	18	20	40	102	6	18	18	18	38	98	4	96.1%	
62	亀が岡りりおっこ	9	15	20	25	50	119	9	17	20	25	50	121	0	101.7%	
63	ほっぺるランド東新小岩	9	12	12	12	24	69	7	12	12	11	14	56	13	81.2%	
64	ミアヘルサひびき金町	6	12	12	14	28	72	3	12	12	14	27	68	4	94.4%	
65	木下の保育園青砥	9	12	12	15	30	78	4	12	12	15	22	65	13	83.3%	
66	キッズスマイル葛飾東水元	6	10	12	15	30	73	1	10	12	14	27	64	9	87.7%	
67	南水元いろは	6	15	15	15	30	81	5	14	15	15	29	78	3	96.3%	
68	まなびの森金町	6	10	11	11	22	60	6	13	12	13	26	70	0	116.7%	
69	キッズハーモニー・かなまち	3	5	6	6	12	32	3	5	6	5	10	29	3	90.6%	
70	HOPPA京成小岩駅	5	11	11	11	22	60	0	11	11	11	19	52	8	86.7%	
71	ぼけっとランド亀有	6	12	12	12	24	66	6	12	12	12	22	64	2	97.0%	
72	ミアヘルサひびき亀有	6	9	9	12	24	60	6	9	9	11	23	58	2	96.7%	
73	このえ西亀有	6	10	12	15	30	73	6	10	12	14	29	71	2	97.3%	
74	HOPPA堀切菖蒲園	5	11	11	11	22	60	0	10	11	10	20	51	9	85.0%	
75	木下の保育園青砥第2	6	10	10	14	28	68	6	10	9	13	26	64	4	94.1%	
76	ひのか	18	24	24	33	67	166	14	20	24	22	46	126	40	75.9%	
77	東立石	15	30	30	30	60	165	12	25	30	28	57	152	13	92.1%	
78	アスクかなまち	6	10	11	11	22	60	6	10	11	11	20	58	2	96.7%	
79	キッズスマイル葛飾東金町	6	10	12	15	30	73	3	10	11	11	13	48	25	65.8%	
80	ミアヘルサひびき水元	6	9	9	12	24	60	6	9	9	12	24	60	0	100.0%	
81	葛飾高砂たいよう	8	10	10	10	22	60	4	10	9	9	20	52	8	86.7%	
82	無二	6	10	11	11	22	60	5	10	10	11	20	56	4	93.3%	
83	ミアヘルサひびき奥戸	6	9	9	12	24	60	3	9	8	8	16	44	16	73.3%	
84	ニチキッズ葛飾にいじゅく	6	8	8	8	16	46	5	8	8	8	16	45	1	97.8%	
85	ミアヘルサひびき新小岩	6	9	9	12	24	60	6	9	9	12	24	60	0	100.0%	
86	西亀有三丁目	6	24	24	26	52	132	6	24	23	25	45	123	9	93.2%	
87	新小岩さくら インターナショナル 第2	6	7	7	7	20	20	6	7	7	7	20	20	0	100.0%	
	新小岩さくら インターナショナル 第2分園				13	26	39				13	26	39	0	100.0%	
		731	1,189	1,313	1,415	2,863	7,511	552	1,150	1,238	1,288	2,507	6,735	814	89.7%	
充足率								75.5%	96.7%	94.3%	91.0%	87.6%	89.7%			

※区外在住だが、区内の認可保育所を利用している児童を含む

2 認定こども園

(令和8年4月1日現在)

No.	施設名	定員(人)						在籍児童数(人) ※						入所可能	定員充足率
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳～	合計		
1	葛飾みどり	8	18	18	15	30	89	7	18	14	11	26	76	13	85.4%
2	葛飾二葉幼稚園	9	24	30	30	60	153	9	24	30	30	60	153	0	100.0%
3	まどか幼稚園	3	6	12	12	24	57	3	6	12	11	24	56	1	98.2%
4	金町幼稚園	/	6	15	15	30	66	/	6	8	12	27	53	13	80.3%
5	新小岩ちぐさ幼稚園	/	/	/	10	20	30	/	/	/	1	8	9	21	30.0%
6	すなはら	6	15	15	15	30	81	1	15	14	13	27	70	11	86.4%
7	めいしょう幼稚園	5	5	5	5	10	30	5	6	6	6	10	33	0	110.0%
8	そあ	6	15	15	15	30	81	4	14	15	15	30	78	3	96.3%
9	青戸福祉	9	15	15	16	32	87	6	15	15	15	31	82	5	94.3%
10	青鳩幼稚園	/	/	/	12	24	36	/	/	/	5	13	18	18	50.0%
11	和光幼稚園	/	/	/	5	10	15	/	/	/	3	2	5	10	33.3%
合 計		46	104	125	150	300	725	35	104	114	122	258	633	95	87.3%
充足率								76.1%	100.0%	91.2%	81.3%	86.0%	87.3%		

※ 2号、3号認定分のみ

※ 区外在住だが、区内の認定こども園を利用している児童を含む

3 小規模保育事業所

(令和8年4月1日現在)

No.	施設名	定員	在籍児童数(人) ※				入所可能	定員充足率
			0歳	1歳	2歳	合計		
1	トゥインクル保育園	19	2	8	8	18	1	94.7%
2	キャンディパーク保育園3号	19	2	9	8	19	0	100.0%
3	森のなかま保育園亀有ルーム	15	1	5	6	12	3	80.0%
4	新小岩保育室「結」	12	/	6	5	11	1	91.7%
5	青戸ひだまり保育園	16	1	7	6	14	2	87.5%
6	新小岩さくらインターナショナル保育園 第1	18	6	6	6	18	0	100.0%
7	アルタベビー亀有園	19	3	8	5	16	3	84.2%
8	ひなた青戸保育園	19	2	8	8	18	1	94.7%
9	エンジェルキッズ亀有園	19	3	8	7	18	1	94.7%
10	ぶれあ保育園新小岩	19	3	8	8	19	0	100.0%
11	青鳩ともだち保育園	19	3	8	8	19	0	100.0%
12	ミル・クラン キッズ	17	0	6	5	11	6	64.7%
13	Petit WAKAKUSA Crèche (プチワカクサクレッシュュ)	17	1	7	6	14	3	82.4%
14	新小岩ちぐさ保育園	19	1	8	8	17	2	89.5%
15	アルタベビー金町園	19	0	8	2	10	9	52.6%
合 計		266	28	110	96	234	32	88.0%

※ 区外在住だが、区内の小規模保育事業所を利用している児童を含む

## 4 家庭的保育事業所

(令和8年4月1日現在)

No.	施設名	定員	在籍児童数(人)				入所可能	定員充足率
			0歳	1歳	2歳	合計		
1	いりくら保育室	5	0	1	4	5	0	100.0%
2	田中保育室	5	1	1	3	5	0	100.0%
3	戸島保育室 おひさま	5	0	2	2	4	1	80.0%
4	中里保育ルーム ままちゃんち	5	1	3	1	5	0	100.0%
5	中山保育ルーム みらい	4	2	1	1	4	0	100.0%
6	のぶさわ保育ルームN I J I	4	0	3	1	4	0	100.0%
7	浜口保育ルーム	3	0	2	1	3	0	100.0%
8	いのうえ保育ルーム シャイン	3	0	1	2	3	0	100.0%
9	つちしお保育ルーム リトル・ミー	5	0	1	2	3	2	60.0%
10	家庭保育室 唐澤	5	0	3	2	5	0	100.0%
11	大竹保育室「こころ」	5	0	4	1	5	0	100.0%
合 計		49	4	22	20	46	3	93.9%

## 5 認証保育所

(令和8年4月1日現在)

No.	施設名	定員	在籍児童数(人) ※							定員充足率
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
1	たけのこ保育園	40	1	10	8	7	5	6	37	92.5%
2	どんぐり保育園	30	3	6	2	2	4	2	19	63.3%
3	亀有プチ・クレイシュ	38	6	10	8	10	5	6	45	118.4%
4	めぐみ保育園	31	3	4	4	15	6	10	42	135.5%
5	キャンディパーク保育園	40	8	11	18	15	4	0	56	140.0%
6	アイキッズ認証保育園	40	4	12	11	4	2	5	38	95.0%
7	ポポラー東京金町園	36	6	9	8	3	6	3	35	97.2%
8	めぐみナーサリー	20	6	7	6				19	95.0%
合 計		275	37	69	65	56	32	32	291	105.8%

※ 区外在住だが、区内の認証保育所を利用している児童を含む

## 令和7年度保育料の不納欠損について

保育課

### 1 概要

令和7年度調定の保育料について、時効により徴収権が消滅したものの不納欠損処理を行ったため報告するもの

### 2 不納欠損の事由

#### (1) 執行停止（3年）・・・地方税法第15条の7第4項

以下の理由により、滞納処分の執行を停止した場合で、その期間が3年間継続したとき。

ア 滞納処分できる財産がないとき。

イ 滞納処分により生活が著しく困窮する恐れがあるとき。

ウ 所在・財産が不明なとき。

#### (2) 執行停止（即時）・・・地方税法第15条の7第5項

無財産で、生活保護受給、相続人皆無など徴収金を徴収できないことが明らかなどとき。

#### (3) 消滅時効・・・地方自治法第236条第1項

納付期限の翌日から起算して、5年を経過したとき。

### 3 不納欠損額

2,713千円

内訳は別紙「令和7年度保育料不納欠損内訳表」のとおり

### 4 処理方法

葛飾区会計事務規則第46条により処理した。

# 令和7年度保育料不納欠損内訳表

別紙

## 1 不納欠損額 (千円)

区 分	金 額	件 数
保育料	2,713	250

## 2 不納欠損事由別内訳 (千円)

区 分		執 行 停 止 (地方税法第15条の7)					消 滅 時 効		合 計		
		第4項 (3年)		第5項 (即時)		計		(地方自治法第236条第1項) 5年			
		金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数
内 訳	1 無 財 産	0	0	0	0	0	0	2,713	250	2,713	250
	2 生 活 困 窮	0	0	0	0	0	0				
	3 所 在 ・ 財 産 不 明	0	0	0	0	0	0				
合 計		0	0	0	0	0	0				

## 3 前年度との比較 (千円)

区 分		執 行 停 止 (地方税法第15条の7)					消 滅 時 効		合 計		
		第4項 (3年)		第5項 (即時)		計		(地方自治法第236条第1項) 5年			
		金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数
令 和 7 年 度		0	0	0	0	0	0	2,713	250	2,713	250
令 和 6 年 度		0	0	0	0	0	0	4,257	432	4,257	432
増 減 額		0	0	0	0	0	0	△ 1,544	△ 182	△ 1,544	△ 182
増 減 率 (%)		-	-	-	-	-	-	△ 36.3	△ 42.1	△ 36.3	△ 42.1

## 令和 7 年度葛飾区児童相談所の状況について

児童相談課

## 1 相談受付件数について

令和 5 年 10 月の児童相談所開設以降、新規相談受付件数は月平均約 180 件で推移している。このうち、児童虐待相談は月平均約 108 件で全体の約 6 割を占める状況が継続しており、全体として概ね横ばいで推移している。

令和 6 年度と令和 7 年度を比較すると、新規相談受付総数は 96 件の増加となっている。相談種別の内訳を見ると障害相談は 58 件、育成相談は 42 件の増加となっている一方で、非行相談は 4 件、その他の相談は 3 件の減少となっている。

また、児童虐待相談については 4 件の増加となっている。虐待種別では心理的虐待が 20 件増加している一方で、身体的虐待は 3 件、ネグレクトは 9 件、性的虐待は 4 件の減少となっている。

## (1) 新規相談受付件数

	総 数	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談	非 行 相 談	育 成 相 談	そ の 他 の 相 談
		児 童 虐 待 相 談	そ の 他 の 相 談					
令和 7 年度	2,186	1,297	258	2	348	96	134	51
令和 6 年度	2,090	1,293	259	2	290	100	92	54
令和 5 年度	1,137	663	126	1	206	44	72	25

※令和 5 年度は令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間である。

## (2) 児童虐待相談件数 (内訳)

	総 数	身 体 的 虐 待	ネ グ レ ク ト	性 的 虐 待	心 理 的 虐 待	不 明
令和 7 年度	1,297	329	246	7	715	0
令和 6 年度	1,293	332	255	11	695	0
令和 5 年度	663	157	123	5	375	3

## 2 一時保護児童数について（延べ人数）

令和7年度における本区一時保護所の一時的保護児童数は151人となり、前年度と比較して27人の増加となっている。特に、学齢期の男女において増加が見られる。

一方、一時保護委託児童数は13人であり、前年度と比較して3人の減少となっている。一時保護委託は、一時保護所の対象外となる乳児が中心であり、幼児以上は本区一時保護所での受入れが増加している状況にある。

また、年度末時点における一時保護中児童数は13人となっており、前年度と比較して9人の減少となっている。

### (1) 本区一時保護所一時保護児童数

	令和7年度	令和6年度	増減	令和5年度
幼 児	21人	16人	5人	5人
学齢男子	66人	52人	14人	20人
学齢女子	64人	56人	8人	26人
合 計	151人	124人	27人	51人

### (2) 一時保護委託児童数

	令和7年度	令和6年度	増減	令和5年度
乳 幼 児	10人	13人	△3人	11人
学齢男子	3人	1人	2人	19人
学齢女子	0人	2人	△2人	19人
合 計	13人	16人	△3人	49人

### (3) 一時保護受託児童数

	令和7年度	令和6年度	増減	令和5年度
幼 児	2人	3人	△1人	3人
学齢男子	11人	11人	0人	6人
学齢女子	19人	14人	5人	1人
合 計	32人	28人	4人	10人

### (4) 一時保護中児童数（各年度3月31日時点）

ア 本区一時保護所 ※受託児童を含む

	令和7年度	令和6年度	増減	令和5年度
幼 児	2人	4人	△2人	2人
学齢男子	7人	8人	△1人	11人
学齢女子	4人	10人	△6人	9人
合 計	13人	22人	△9人	22人

イ 一時保護委託

	令和7年度	令和6年度	増減	令和5年度
乳幼児	1人	1人	0人	2人
学齢男子	2人	2人	0人	4人
学齢女子	0人	1人	△1人	3人
合計	3人	4人	△1人	9人

3 社会的養護について (各年度3月31日時点)

(1) 措置等児童数 ※ ( ) は、児童自立生活援助事業等の利用者内数

措置先施設等	令和7年度	令和6年度	増減	令和5年度
児童養護施設	155人(1人)	163人(1人)	△8人	171人
里親	20人(4人)	22人(4人)	△2人	24人(4人)
ファミリーホーム	5人	5人	0人	3人
乳児院	11人	14人	△3人	13人
障害児入所施設	11人	13人	△2人	13人
児童自立支援施設	3人	4人	△1人	5人
児童心理治療施設	0人	2人	△2人	1人
自立援助ホーム	9人	10人	△1人	8人(2人)
合計	214人(5人)	233人(5人)	△19人	238人(6人)

(2) 里親委託等児童数 ※ ( ) は、区外在住の里親に委託等した児童内数

	令和7年度	令和6年度	増減	令和5年度
養育家庭	13人(10人)	16人(11人)	△3人	14人(11人)
専門養育家庭	2人(2人)	2人(2人)	0人	2人(2人)
養子縁組里親	1人(0人)	0人(0人)	1人	4人(4人)
ファミリーホーム	5人(3人)	5人(3人)	0人	3人(1人)
児童自立生活援助事業等	4人(4人)	4人(4人)	0人	4人(4人)
合計	25人(19人)	27人(20人)	△2人	27人(22人)

4 里親について

(1) 新規里親登録数

	令和7年度	令和6年度	増減	令和5年度
養育家庭	2家庭	3家庭	△1家庭	2家庭
専門養育家庭	0家庭	0家庭	0家庭	0家庭
養子縁組里親	1家庭	6家庭	△5家庭	1家庭
合計	3家庭	9家庭	△6家庭	3家庭

※重複等を含めない開設時からの新規里親登録数は9家庭

(2) 里親等登録数 (各年度3月31日時点)

	令和7年度	令和6年度	増減	令和5年度
養育家庭	18家庭	18家庭	0家庭	16家庭
専門養育家庭	0家庭	0家庭	0家庭	0家庭
養子縁組里親	15家庭	20家庭	△5家庭	18家庭
ファミリーホーム	1家庭	1家庭	0家庭	1家庭
合計	34家庭	39家庭	△5家庭	35家庭

(3) 区内里親養育児童数 (各年度3月31日時点)

	令和7年度	令和6年度	増減	令和5年度
養育家庭	8人(5人)	10人(5人)	△2人	7人(4人)
専門養育家庭	0人(0人)	0人(0人)	0人	0人(0人)
養子縁組里親	2人(1人)	1人(1人)	1人	1人(1人)
ファミリーホーム	5人(3人)	5人(3人)	0人	5人(3人)
合計	15人(9人)	16人(9人)	△1人	13人(8人)

※ ( ) は、措置元が他児童相談所の児童内数

5 医師による判定等実績

	令和7年度	令和6年度	増減	令和5年度
愛の手帳判定	259件	322件	△63件	179件
医学診断	129件	77件	52件	31件
保護者医療相談	19件	38件	△19件	19件
保護児童の健康観察	130件	92件	38件	64件

## 令和 8 年 7 月以降の児童相談所の法務体制について

児童相談課

### 1 概要

本区においては、児童相談法務体制の充実を図るため、児童相談所開設当初から常勤の任期付職員として弁護士資格を有する者を児童相談法務担当課長に配置している。

この度、現在配置している職員の任期満了に伴い、後任の条件が合う常勤弁護士配置の検討を進めてきたが現時点で確保は困難な状況である。

このことから、法的対応に係る業務を継続的に実施するため、協力弁護士制度を活用し、職員が日常的かつ計画的に法的対応の相談ができる環境を整えるもの

### 2 現在の体制

- (1) 職名等：常勤の任期付職員 1 名を児童相談法務担当課長として配置
- (2) 任期：令和 5 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日の 3 年間
- (3) その他：児童相談法務担当課長に加え、複数名の協力弁護士が必要に応じて法的対応をサポートしている。

### 3 令和 8 年 7 月以降の体制等

- (1) 体制：協力弁護士制度の活用を拡充し、複数の弁護士（5 名）が、週 3 日程度、計画的に児童相談所に在席するほか、電話、メール、オンラインで職員の相談等に迅速に対応できる体制とする。
- (2) 報酬等：本区の報償費の基準に基づき、業務に要した時間で報償費を算出し、対応された弁護士に支払う。

### 4 今後の法務体制について

各弁護士団体等と連携し、条件に合う常勤弁護士の確保に向けた取組を継続しつつ、当面は協力弁護士制度を活用し、職員が日常的かつ計画的に相談できる体制を確実に維持していく。

## 葛飾区児童相談所第三者評価実施報告について

相談援助担当課

### 1 概要

児童相談所は、子ども本人や保護者、地域住民、関係機関等から寄せられる相談・通告を受理し、子どもやその家庭が抱える課題や状況等を的確に把握した上で最も効果的な援助を行い、その権利を擁護することを主たる目的として設置される行政機関である。

令和元年の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部改正により、「児童相談所の業務の質の評価を行うことその他必要な措置を講ずることにより、当該業務の質の向上に努めなければならない」と定められたことを受け、開設から 2 年が経過した令和 7 年度に葛飾区児童相談所の相談部門（以下「児童相談所」という。）において第三者評価を実施したもの

### 2 評価機関

- (1) 名称 一般社団法人 Riccolab.
- (2) 所在地 東京都渋谷区広尾 1 - 1 - 35 - 808

### 3 評価の実施日程等

- (1) 経営層合議シート作成（令和 7 年 10 月 16 日から 11 月 28 日まで）  
管理職を対象とした児童相談所の現状や課題を書面による自己評価
- (2) 自己評価（令和 7 年 11 月 10 日から 11 月 28 日まで）  
児童相談所職員を対象にした Web サイトでの自己評価
- (3) 利用者調査（令和 7 年 11 月 10 日から 28 日まで）
  - ア 小学校 4 年生以上の施設措置又は里親委託中の児童を対象にした書面による調査
  - イ 小学校 4 年生以上の児童福祉司指導で在宅支援中の児童を対象にした書面による調査
- (4) 児童福祉施設等への調査（令和 7 年 11 月 10 日から 11 月 28 日まで）
  - ア 児童相談所が措置中の児童福祉施設や委託中の里親を対象にした書面による調査
  - イ 要保護児童対策地域協議会を対象とした Web サイトによる調査
- (5) 訪問調査（令和 8 年 1 月 22 日）  
児童相談所管理職等への聞き取り調査及び資料確認

## 4 主な評価内容

### (1) 良い点

- ア 住民情報系システムに児童相談システムが組み込まれているため、必要な情報をスピーディに収集でき、リスクの見える化が図られた対応を関係機関で行える強みを持っている。
- イ 係単位でスーパーバイザーを中心にケースの分析がなされ、解決が必要な課題と援助の方向性について、じっくり話し合われてから、援助方針会議に提案するシステムを採っている。
- ウ 「わたしのきもちシート」を活用した子どもの意見表明も大切にされた討議が丁寧になされている。
- エ 保護者と関わるためのスキルを蓄積するために、「サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ」を今年度から組織的に導入し、毎月の振り返りや研修会により、職員への定着を図ろうとしている。

### (2) 更なる改善点

- ア 経験の浅い職員が多い中、事例集の作成やS V級の職員の安定的な配置に取り組むことが期待される。
- イ 適切な記録作成やペーパーレス化の推進、電子決裁の更なる活用等により、業務の効率化を目指していくことが望まれる。

## 5 第三者評価結果

評価項目ごとの結果は下表のとおり。なお、詳細は別紙「葛飾区児童相談所 第三者評価結果報告書」を参照。

評価項目（全 64 項目）	評価基準			
	s	a	b	c
(1) 子どもへの権利擁護と最善の利益の優先（4 項目）	0	4	0	0
(2) 児童相談所の組織（7 項目）	1	5	1	0
(3) 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理（20 項目）	1	18	1	0
(4) 社会的養護で生活する子どもへの支援（14 項目）	1	12	1	0
(5) 社会的養育の推進（5 項目）	0	5	0	0
(6) 家族とのかかわり・家族への支援（5 項目）	0	5	0	0
(7) 市区町村や関係機関との連携（9 項目）	0	7	2	0
合 計	3	56	5	0

### 評価基準

- s：他児童相談所が、参考にできるような取組が行われている状態
- a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b：「a」に向けた取組の余地がある状態
- c：「b」以上の取組となることを期待する状態

## 6 今後の予定

令和8年6月 葛飾区公式ホームページで結果を公表する。

# 葛飾区児童相談所 第三者評価結果報告書

種別	児童相談所
①第三者評価機関名	
一般社団法人Riccolab.	
②施設名等	
名称：	葛飾区児童相談所
施設長氏名：	中林 貴紀
③評価日程	
利用者調査：	2025年11月10日（月）～28日（金）
自己評価：	2025年11月10日（月）～28日（金）
訪問調査：	2026年1月22日（木）

## ④総評

### 【良い点】

○「スピーディな調査と丁寧なケース分析を経て援助方針が決定され、子どもの最善の利益を確保している。」  
 住民情報システムに児童相談システムが組み込まれているため、必要な情報をスピーディに収集でき、且つ、リスクの見える化が図られた対応を関係機関で行える強みを持っている。そして、毎週金曜日に係単位でスーパーバイザーを中心にケースの分析がなされ、解決が必要な課題と援助の方向性について、じっくり話し合われてから、援助方針会議に提案するシステムを採っている。毎週開催の援助方針会議は、原則全員出席として設定されている。会議は方針提案、相談終結提案、一時保護児童の報告等すべての検討・報告がなされており、時間が延長することもあるが、「わたしのきもちシート」を活用した子どもの意見表明も大切にされた討議が丁寧になされている。

### 【良い点】

○「保護者への説明を丁寧に行い、理解・同意を形成することを重視している。」  
 一時保護、措置に関わらず、保護者への説明を丁寧に行い、可能な限り同意を取ることに児童相談所全体として注力している。開設間もない中で、保護者への同意形成を促すためのスキルが所全体に蓄積されていないとの認識の下、保護者と関わるためのスキルを蓄積するために、「サイズズ・オブ・セーフティ・アプローチ」を今年度から組織的に導入し、毎月の振り返りや研修会により、職員への定着を図ろうとしている。既にこの取り組みが効果を上げているとの認識もあり、保護者の置かれた状況に応じて対応を個別化するなど、同意形成に寄与している。

### 【更なる改善点】

●「経験の浅い職員が多い中、事例集の作成やSV級の職員の安定的な配置に取り組むことが期待される。」  
 児童相談所の運営に必要な職員数が確保されている一方で、経験の浅い職員が判断に迷った際等に適切な助言や指導、指示ができるSV級の職員が少ないことが課題となっており、迅速な判断に時間がかかる状況等が見られている。今後、困難ケースへの対応を振り返り、事例を蓄積することを予定し、具体的に取りかかるとともに、経験を積んだ職員が一定期間異動せずSVとして継続的に配置されることが期待される。

### 【更なる改善点】

●「適切な記録作成やペーパーレス化の推進、電子決裁の更なる活用等により、業務の効率化を目指していくことが望まれる。」  
 調査や会議等で得られた情報について、それぞれ担当職員が所定の様式に基づき記録している一方、記録の適切さを管理するためにプリントアウトしてチェックしたり、上司が決裁する際も紙面で実施する状況がうかがえる。今後は、ペーパーレス化の更なる推進や業務の効率化を目指して、紙資料の削減に努めるとともに、記録のチェック方法についてもIT技術やAIの導入を検討する等で、ヒューマンエラー防止を図っていくことが望まれる。

## 実施状況

【判断基準】 ごとに、○、△、× のいずれかを選択

### 評価基準

- s：他児童相談所が、参考にできるような取組みが行われている状態
- a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b：「a」に向けた取組みの余地がある状態
- c：「b」以上の取組みとなることを期待する状態

## ⑤第三者評価結果（別紙）

## 第三者評価結果（児童相談所）

### 共通評価基準（64項目）

#### 評価項目（4項目） I 子どもの権利擁護と最善の利益の優先

	第三者 評価結果
<b>【評価項目1】 子どもへの向き合い方は適切であるか</b>	a
[No. 1]子どもの心情や意向に配慮した対応を行っている	○
[No. 2]子どもへの対応において、専門的な技能によるインテークや面接を行っている	△
[No. 3]子どもに対する説明は、わかりやすいよう工夫している	○
<b>【コメント】</b>	
子どもの年齢や特性等に応じて、口頭に加えて表情シートやイラスト等の資料を用いて丁寧に説明することで、理解が深まるように取り組んでいる。なお、新規・転入職員については、関連する研修受講やOJT等を通して、専門的な技能によるインテークや面接が実施できるように取り組んでいる。	

	第三者 評価結果
<b>【評価項目2】 子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか</b>	a
[No. 4]子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、わかりやすく説明している	○
[No. 5]児童相談所の職員が子どものアドボカシーを行っている	○
[No. 6]子どもが児童相談所の職員以外のアドボカシーを利用できるように説明や支援を行っている	○
[No. 7]子どもに対して必要な心理的なケアが行えている	○
<b>【コメント】</b>	
小学生版と中高生版の「子どもの権利ノート」を用意し、特に重要な箇所を直接示す等により、自らの権利についての理解が得られるように取り組んでいる。また、子どもが必要な心理的ケアを受けられるように、個別に支援プランを作成したうえで面接を実施している。	

	第三者 評価結果
<b>【評価項目3】 適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか</b>	a
[No. 8]子どもに対して必要な説明を適切に行っている	○
[No. 9]援助方針決定前に、子どもからの意向や意見を聴いている	○
[No. 10]援助過程において、子どもの意向や意見を聴いている	○
[No. 11]子どもから聴取した意向や意見を記録している	○
[No. 12]児童相談所の職員以外の第三者が子どもの意見を聴く仕組みがある	○

【コメント】
独自の「わたしのきもちシート」に基づき、一時保護前や保護2か月超え前、援助方針決定前等のタイミングで子どもの意向や意見を記録に残しながら検討を進めている。今後はさらに、援助方針会議に直接子どもが出席して意向や意見を表明できる機会を創出していきたいと考え、実現に向けた検討を進めている。

	第三者 評価結果
【評価項目4】 子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	a
[No. 13] 必要な場面において、子どもの理解・同意を得るよう努めている	○
[No. 14] 子どもの相談内容や意見等を適切に把握し、援助方針に反映している	○
[No. 15] 子どもの意見を尊重し、支援内容等への反映や見直し等を行っている	○
[No. 16] 子どもの意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っている	○

【コメント】
一時保護所からの施設入所や家庭復帰等、生活環境が変化する際には、予め施設見学や外泊等の機会を計画的に実施しながら子どもの心の動きを捉えつつ、気持ちに配慮した対応に努めている。また、ケースは少ないが、子どもの意向と児童相談所の方針が一致しない場合には児童福祉審議会での意見聴取に努めている。

## 評価項目（7項目）Ⅱ 児童相談所の組織

### ○組織体制

	第三者 評価結果
【評価項目5】 児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	a
[No. 17] 児童相談所の役割を遂行しうる組織運営ができるように工夫している	○
[No. 18] 地域の実情や相談対応件数に応じた必要な職員体制が確保されている	△
[No. 19] 必要な専門職を配置している、もしくは必要な専門職との連携体制が確保されている	○
[No. 20] 夜間・休日の通告・相談や緊急保護に対応する体制が整っている	○

【コメント】
重要案件や懸案事項を検討・決定する仕組みが構築されており、適任者を配置し安定的な組織運営体制となるように取り組んでいる。また、児童福祉司や児童心理司に加えて、常勤の弁護士や保健師等、必要な専門職を配置している。職員数は法定数を超える配置が確保されている一方、現時点ではSVを担う職員が少ないことが課題となっている。夜間・休日の対応については、開庁時間について複数名の職員を配置し、緊急保護にも対応している。

	第三者 評価結果
【評価項目6】 組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	a
[No. 21] 児童相談所内の相談受付から援助までの手順が明確になっている	○
[No. 22] 組織的な判断や対応が行われている	○
[No. 23] 経験の少ない職員については、複数の職員で対応する体制をとっている	○
[No. 24] 職員間での情報共有が図られている	○

<b>【コメント】</b>
開設にあたり児童相談所業務マニュアルを作成し、各職員へ周知することで相談受付から援助までの一連の手順に基づく形で業務遂行できるように整備している。また、実務経験が少ない職員が一定数いるなかで、2係4チームの小グループ制として、グループSV及びピアSV体制を整えたり、メンターメンティー制度を導入する等、職員を育成・バックアップする仕組みを用意して取り組んでいる。

	第三者 評価結果
<b>【評価項目7】 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか</b>	a
[No. 25] 適正な就業状況が確保されている	△
[No. 26] 職員が働きやすい職場環境づくりの取り組みがなされている	○
[No. 27] 職員が安心・安全に働ける職場環境が確保されている	○

<b>【コメント】</b>
働きやすい職場づくりとして、心理的安全性の確保や超過勤務時間の縮減に一定の成果が見られている。また、支援者支援コーディネーターを配置し、メンタルヘルス対策を進めている。一方で、SVを担える職員が少ないことや、業務の更なる標準化等の具体的な課題が浮上しているため、今後、解決に向けて取り組んでいくことが期待される。

○職員の資質向上・業務改善	第三者 評価結果
<b>【評価項目8】 児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか</b>	s
[No. 28] 業務改善を行う仕組みがある	○
[No. 29] 業務の手順やツール等の見直しを定期的に行っている	○
[No. 30] 設置自治体による監査等が定期的に行われている	○

<b>【コメント】</b>
業務改善プロジェクトチームを立ち上げて、全職員を対象に業務改善に関するアンケートを実施して意見の吸い上げを行っている。また、こども家庭庁の協力による業務サポートAIシステムの導入等により、時間外勤務の大幅な縮減を達成している。さらに、2か年かけてスモールグループ制の導入を検討し、相談部門4つと心理部門4つの合計8つのスモールグループを編成している。

	第三者 評価結果
<b>【評価項目9】 児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか</b>	a
[No. 31] 児童福祉司等の職員に必要な研修等を受講させている	○
[No. 32] ケースワークを通じた職員育成に取り組んでいる	○
[No. 33] 職員の専門性（能力・スキル）を確認する仕組みがある	○
[No. 34] 児童福祉司等の専門性を確保するための採用・異動の取り組みを行っている	△

<b>【コメント】</b>
外部講師による「サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ」を組織導入し継続的な研修を毎月実施し、相談援助技術について共通基盤の構築に努めている。また、人材育成に係る検討会を定期的に行い、人材育成指針に基づく研修計画を立案し、職員が内外研修を通して学びを深め、専門性を向上させるように取り組んでいる。職員の採用・異動については、全国的な福祉人材不足のなかで専門性の高い職員の確保が課題となっている。

○情報管理に関する事項	第三者 評価結果
【評価項目10】 情報の取り扱いが適切に行われているか	a
[No. 35] 情報の秘匿性に十分に配慮した慎重な対応を行っている	○
[No. 36] 個人情報の保護・管理が適切に行われている	○
【コメント】	
職員が使用しているパソコンや紙媒体の資料の管理方法を明確に定め、日々、適切に取り扱うことで外部への情報漏えいが生じないように取り組んでいる。また、関係機関等へ情報提供する場合についても、根拠法令を確認して対応する等、慎重な取り扱いに努めている。一方で、子どもの最善の利益や安全を確保するため、関係機関などとの必要な情報共有を適切に行うことへの意識の向上も必要である。	

	第三者 評価結果
【評価項目11】 児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	b
[No. 37] 児童記録票の作成形態や管理方法は適切である	○
[No. 38] 児童記録票に記載すべき情報が全て記載されている	△
[No. 39] 児童記録票について、所内での決裁を得ている	○
[No. 40] 児童記録票は必要な期間保管されている	○
【コメント】	
児童記録票の作成手順や方法が明確となっており、それぞれ担当職員が作成したものを上司が確認する形で進めている。ただし、実務経験の浅い職員が多い中で、必要な情報を確実に記録に残すことや、ペーパーレス化や業務の効率化の観点から課題もあると認識しているため、それぞれ取り組みを進めていくことが期待される。	

### 評価項目（20項目）Ⅲ 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

○通告・相談対応	第三者 評価結果
【評価項目12】 相談・通告の受付体制が確保されているか	a
[No. 41] 適切な相談受付の体制が確保されている	○
[No. 42] 障がい者（児）や日本語が十分でない相談者からの相談受付を行うために必要な措置がとられている	○
【コメント】	
相談受付について、インテークを行う担当者を配置して迅速な対応に努めている他、子ども総合センターや区立施設の会議室で面接を行う等、児童相談所外でも相談対応をしている。また、日本語の理解が十分でない相談者について通訳アプリや二者間通訳サービスを活用したり、聴覚障害を有する相談者には手話通訳を手配する等、必要な対応をしている。	

	第三者 評価結果
【評価項目13】 相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	a
[No. 43] 相談者や通告者から必要な情報収集を行っている	○
[No. 44] 相談者や通告者の状況に配慮し、受容的かつ子どもの安全を優先した対応を行っている	○
[No. 45] 子どもの所属機関や関係機関等からの情報収集を行っている	○

<p><b>【コメント】</b></p> <p>業務マニュアルに基づき、相談受付票や通告受理票等、所定のフォーマットへ必要な情報を蓄積している。なお、子どもの所属機関や関係機関等から情報を収集するためには、更なる職員のスキルアップが必要と認識し、OJT等を進めている。</p>
--

○受理	第三者 評価結果
<b>【評価項目14】 受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか</b>	a
[No. 46] 受理会議（緊急受理会議）は適切に行われている	○
[No. 47] 検討すべき全てのケースについて、受理会議で検討・判断されている	○
[No. 48] 受理会議において確認・検討・決定すべき事項が確実に協議されている	○
[No. 49] 緊急受理会議において、安全確認の必要性や方法について適切に判断されている	○
[No. 50] 受理会議の内容について適切に記録が保存されている	△

<p><b>【コメント】</b></p> <p>緊急受理会議では緊急度アセスメントを行い、その内容を判断しながら進めている他、毎週の援助方針会議と同日に受理会議を開催し、所内で情報共有している。なお、受理会議をはじめとする記録について、ペーパーレス化の推進や適切に記録することが課題となっている。</p>
--

	第三者 評価結果
<b>【評価項目15】 受理したケースに応じ、必要な確認・手続き等を行っているか</b>	a
[No. 51] 受理したケースについて、必要な確認や手続き等を行っている	○

<p><b>【コメント】</b></p> <p>休日の日中についても当番制で職員が勤務することで平日と変わらず受理できるようにしている。また、夜間については、委託業者を窓口として、年間を通していつでも受理できる体制を整えている。</p>
--

○子どもの安全確認・安全確保	第三者 評価結果
<b>【評価項目16】 子どもの生命を最優先にした、安全確認・安全確保が行われているか</b>	a
[No. 52] 通告受理後、速やかに安全確認が行われている	○
[No. 53] 目視による安全確認が実施されている	○
[No. 54] 家庭訪問等での安全確認ができない場合に必要な措置がとられている	○
[No. 55] 安全確認が適切な体制で実施されている	○
[No. 56] 安全確認等を市区町村や他機関に依頼する場合に、適切な対応を行っている	○
[No. 57] 拒否的な保護者に対して、法に基づき適切に対応を行っている	○

<b>【コメント】</b>	
子どもの安全確認・安全確保について、児童相談システム上で現認の有無を管理し、援助方針会議でも情報共有しながら進めている。適宜、警察への援助要請、出頭要求、立入調査等を行いながら、子どもの安全を確認している。	

	第三者 評価結果
<b>【評価項目17】 一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか</b>	a
[No. 58] 一時保護の要否について、適切な判断及び迅速な対応が行われている	○

<b>【コメント】</b>	
緊急受理会議では、内閣府令に基づく保護の必要性を検討し判断している他、一時保護する際には子どもへの適切な説明に努めるとともに、「わたしのきもちシート」を活用して子どもの意見を把握し対応している。	

	第三者 評価結果
<b>【評価項目18】 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されているか</b>	a
[No. 59] 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されている	○

<b>【コメント】</b>	
通告受理票や児童相談システム内に、子どもの安全確認・安全確保に関する事柄を記録・保管している。なお、常に適切な情報が蓄積されるように職員のスキルを高めていくことが課題となっている。	

<b>○調査・アセスメント</b>	第三者 評価結果
<b>【評価項目19】 アセスメントに必要な調査が行えているか</b>	a
[No. 60] 調査により必要な情報が適切に把握できている	○
[No. 61] 適切な調査が行える体制・方法をとっている	○

<b>【コメント】</b>	
所定のリスクアセスメントシートに基づく形で、子どもと保護者それぞれについての状況を把握し、係内で複数の職員が子どもの所属や保護者の状況を確認し、適切な調査となるように取り組んでいる。	

	第三者 評価結果
<b>【評価項目20】 アセスメントが適切に行われているか</b>	a
[No. 62] 多角的・重層的な診断を行っている	○
[No. 63] 把握された情報がアセスメントに十分に反映されている	○
[No. 64] きょうだいを含め、家族全体のアセスメントが行えている	○
[No. 65] アセスメントシートが市区町村等の関係機関と共有されている	△
[No. 66] アセスメントの結果が児童記録票に記載されている	○

【コメント】
リスクアセスメントに加えて心理診断や医学診断等、ケース全体を理解するために必要なアセスメントの領域が明確となっており、それぞれ実施している。また、子ども総合センターと共通のアセスメントシートで実施している一方、見立てに相違がみられることがあるため、引き続き、認識の共有を図っていくことを課題と認識している。

	第三者 評価結果
【評価項目21】 特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	a
[No. 67] 特定妊婦に対するアセスメントが適切に行われている	○
[No. 68] 転居ケースに対するアセスメントが適切に行われている	○
[No. 69] 転居先が不明な子どもについて適切な調査等が行われている	○
[No. 70] 居所不明な子どもについて適切な調査等が行われている	○

【コメント】
特定妊婦に対するアセスメントは子ども総合センターが中心となってい情報共有している他、要保護児童等情報共有システムのCA情報や転出情報発出状況を活用している。また、係属中の子どもが居所不明になった場合は、速やかに警察等と連携し対応しながら、適切な調査となるように取り組んでいる。

○援助方針の策定	第三者 評価結果
【評価項目22】 援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	a
[No. 71] 援助方針会議が適切な頻度で開催されている	○
[No. 72] 総合診断を踏まえ、多角的・重層的な検討を行うための体制が確保されている	○
[No. 73] 援助方針会議で検討すべき全ての事例の検討が行われている	○
[No. 74] 援助方針会議の記録が適切に作成・保存されている	○

【コメント】
毎週水曜日に設定され、通常40～50件程に及ぶ1週間分の全件数を討議して援助決定している。出席者は所長以下の管理職（弁護士を含む。）、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等が参加して、専門的立場からの意見を述べて総合的診断により、援助方針が決定されている。会議記録は児童相談システムに入力され、いつでも閲覧ができる。

	第三者 評価結果
<b>【評価項目23】 援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか</b>	a
[No. 75] 子どもの自立と自己実現を援助する、子どもの最善の利益を優先するための援助方針が選択されている	○
[No. 76] 援助方針の決定にあたり、保護者等の相談内容や意見等を把握し、援助方針に反映している	○
[No. 77] 一時保護所や一時保護委託先、市区町村等の関係機関の意見を聴き、援助方針に反映している	○
[No. 78] 市区町村への委託または送致を行うケースに関する判断が適切に行われている	○
[No. 79] 子どもや保護者等の状況に応じ、必要と判断される場合には福祉事務所や家庭裁判所への送致等を行っている	○
[No. 80] 児童福祉審議会の意見を尊重して援助方針が決定されている	○
[No. 81] 子どもの最善の利益を確保するために、必要に応じ家庭裁判所に対する家事審判の申し立てを行っている	○
<b>【コメント】</b>	
方針決定にあたって、独自の「わたしのきもちシート」により子どもの意向確認を行いながら進められている。指導措置等の方針には、一時保護所職員との定期協議や、個別ケース検討会議（関係者による）を開催して関係部署の意見を踏まえて、子どもの最善の利益のための方針決定を行っている。	

	第三者 評価結果
<b>【評価項目24】 援助方針の内容は適切か</b>	a
[No. 82] 援助方針として定めるべき事項が記載されている	○
[No. 83] 援助方針として必要な視点が盛り込まれている	○
[No. 84] 援助方針が児童相談所や関係機関の役割や援助能力等を踏まえた現実的なものとなっている	○
[No. 85] 援助方針の策定・決定が適切に行われている	○
<b>【コメント】</b>	
援助方針会議の前にブロック会議を開催して、係長を中心としたメンバーで援助方針の妥当性や、課題の検討がなされている。ブロック会議では、援助の短期的・中長期的課題についても丁寧に討議されるため、新人の援助力向上、チームワークによる問題解決に繋がっている。さらに、援助方針は各種診断を踏まえた援助指針とその理由を明確にして提案されている。	

	第三者 評価結果
<b>【評価項目25】 市区町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか</b>	a
[No. 86] 市区町村への委託や送致にあたっては、市区町村との協議を十分に行っている	○
[No. 87] 援助方針について、市区町村への説明を行っている	○
[No. 88] 援助方針について、市区町村からの意見等を確認し、援助方針に反映している	○
[No. 89] 市区町村への委託や送致を行う前に、市区町村の合意を得ている	○
[No. 90] 市区町村への委託や送致に伴い、要対協の要保護・要支援児童として登録されていることを確認している。	○

【コメント】
「かつしかの子どもは葛飾で守る」のスローガンのもとで、基礎自治体で支援部門（子ども総合センター）と専門的援助・措置部門（児童相談所）を一元的に運営するメリットを発揮している。双方で共通の児童相談システムを利用しているため、連絡調整がスムーズに進められる。開設間もない児童相談所の援助技術の向上と、長年子ども家庭に寄り添い支援を積み重ねてきた子ども総合センターとの更なる連携により、より質の高い相談援助を目指して取り組んでいる。

○在宅指導	第三者 評価結果
【評価項目26】 在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか	b
[No. 91] 在宅指導の計画は、支援内容や支援体制が明確で適切な内容となっている	○
[No. 92] 子どもに対して必要な支援を計画的に実施している	○
[No. 93] 複数の関係機関が関与するケースについて、効果的な連携を行うための調整等を行っている	△

【コメント】
在宅指導中の全ケースの援助の見直し（進行管理）を2か月に1回、所長を含めて行っている。指導ケースに応じて児童福祉司指導と継続指導を使い分けて援助にあたっている。相談者と援助者の相談関係を深め、支援をベースとした対応を心がけている。なお、今後は子どもと家族の強みに着目した支援サービスを、関係する支援機関との連携で構築していく援助に期待したい。

○進行管理・援助方針等の見直し	第三者 評価結果
【評価項目27】 指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	a
[No. 94] 組織的な進行管理により、ケースの状況変化の把握・判定を行っている	○
[No. 95] 養育環境の変化等、リスクが増大する可能性がある場合には、再アセスメントを行っている	○

【コメント】
虐待の未処理ケースはブロック会議で毎週確認を行っている。虐待で調査中のケースはおおむね1か月で方針を決めるように努めている。在宅指導中のケースは2か月に1回、里親委託・施設措置ケースは四半期ごとに定期的な進行管理で養育環境の変化、リスクの状況をチェックする体制を採っている。

【評価項目28】 指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	第三者 評価結果
a	
[No. 96] 一時保護後の状況について、必要に応じて市区町村への情報共有を行っている	○

【コメント】
子ども家庭支援課（支援部門）と共通の児童相談システムを使用しているため、支援部門も児童相談所が子どもを一時保護した場合、ケース概要をリアルタイムに確認することができる。子ども家庭支援課の母子保健部門もシステムを閲覧できるため、家庭支援に生かされている。さらに、担当者間で定期的な連絡を取り合い顔が見える関係性を築いている。

○管轄する児童相談所の変更	第三者 評価結果
【評価項目29】 児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか	a
[No. 97] 居所と住所が異なる場合について、管轄する児童相談所は子どもの福祉を最優先して決定されている	○
[No. 98] 「移管」及び「情報提供」の判断が適切に行われている	○

【コメント】
毎週の援助方針会議で、移管や情報提供の必要があるケースは協議にかけられ、変更によるリスクが生じないように細心の注意を払っている。「移管」「情報提供」の判断は、全国の児童相談所の取り決めに基づいて、「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」を用いて判断されている。

	第三者 評価結果
【評価項目30】 「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	s
[No. 99] 援助方針について、情報提供先または移管先の児童相談所と事前協議を行っている	○
[No. 100] 移管までの援助が適切に行われている	○
[No. 101] 児童相談所が適切な支援を行えるよう、必要な情報を提供している	○
[No. 102] 移管先の児童相談所への連絡・引継ぎが適切に行われている	○

【コメント】
情報提供でよいと判断される場合でも、先方の児童相談所が移管ケースとする場合もあるため、保護者には、児童相談所が関わっているケース移管の児童相談所間ルールを説明して理解を求めている。児童相談所間で同一のリスク管理ができるように、転居先と一緒に訪問するように徹底している。さらに、移管後も必要に応じた連絡体制を確認している。

	第三者 評価結果
【評価項目31】 「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	a
[No. 103] 情報提供を受ける児童相談所において、必要な支援等が行えるよう協議している	○
[No. 104] 移管元の援助方針を継続し、速やかに対応している	○
[No. 105] 移管手続き完了後1か月が経過した時点で、アセスメント及び援助方針の見直しを行っている	○
[No. 106] 移管元の児童相談所からの連絡・引継ぎは適切に行われている	△

【コメント】
情報提供や移管予定の一報を受けた段階で、児童相談システムで転出入が確認できるため、その時点から援助を始められる。事前情報では同居人の存在が認められなかったが、家庭訪問で確認したことがあった。一報を受けた段階で緊急受理会議を実施し、その後も援助方針会議で進捗管理を行って、子どもを取り巻く家庭環境の把握に努めている。

#### 評価項目（14項目）Ⅳ 社会的養護で生活する子どもへの支援

##### ○援助方針の策定に関する調整

	第三者 評価結果
【評価項目32】 社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	a
[No. 107] 家庭での養育が困難または適切でない子どもの保護に関する支援方針は適切である	○
[No. 108] 措置先の選定は適切に行われている	○
[No. 109] 措置先の施設所在地や里親の居住地の市区町村及び関係機関との連携が図られている	○

【コメント】
家庭養育を優先に適切な支援を検討している。社会的養護が必要と判断された場合は、子どもの状態に照らして里親委託か施設入所を検討する。援助計画は、家庭復帰のアセスメントにより、子どもの将来を念頭に社会調査を丁寧に行って立案している。なお、子どもの受け入れ先に余裕がなく、決まるまでに時間を要する実情がある。

	第三者 評価結果
【評価項目33】 里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	a
[No. 110] 里親や施設等、他機関との連携による支援を行うケースについては、援助指針について他機関との協議・連携を行っている	○
[No. 111] 里親や施設等に対し、支援に必要な情報等を適切に提供している	○
[No. 112] 里親や施設等との連携による支援を行うケースについては、自立支援計画の策定にあたり里親や施設等との協議・連携を行っている	○

【コメント】
里親委託については、里親支援を担うフォスタリング機関に業務委託したうえで里親担当の児童福祉司を配置し、「チーム養育体制」を採っている。施設措置については、子ども担当の児童福祉司、児童心理司の他に、施設の入退所等の調整を担う児童福祉司を配置し、入所前の見学や情報の共有を図って、子どもの理解が深まるように取り組んでいる。

	第三者 評価結果
【評価項目34】 措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	a
[No. 113] 里親との交流や入所先施設見学などの機会を設けている	○
[No. 114] 医療機関の医師等、援助にかかわる支援者との顔合わせ等の機会を設けている	△

【コメント】
里親養育支援担当、施設の入退所等の調整を担う児童福祉司が、事前説明、見学、体験宿泊などの業務を行い、子どもの精神的負担軽減を図っている。さらに、措置開始直後は担当児童福祉司が訪問して子どもの状況確認をするように心がけている。特に、地域の学校や医療機関等の協力が必要な子どもについては、関係者会議を設けるようにしている。

○社会的養護時における援助	第三者 評価結果
【評価項目35】 里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）	a
[No. 115] 子どもや支援の状況を定期的に把握している	○
[No. 116] 把握した子どもや支援の状況に基づき、必要な指示・援助・対応の検討等を行っている	○
[No. 117] 支援開始後にも措置先や委託先（里親支援機関等）からの意見等を尊重している	○

【コメント】
児童福祉司や児童心理司が日頃から、電話連絡や手紙の交換、施設等を訪問して子どもや養育者との面接により養育状況の把握に努めている。里親や施設からの相談には、速やかに対応するように心がけている。問題が発生した場合は、児童相談所内で協議を行い、子どもの通所指導、一時保護や短期的治療指導等も実施している。

	第三者 評価結果
【評価項目36】 援助方針の見直しが適切に行われているか	a
[No. 118] 定期的に援助方針の見直しを行っている	△
[No. 119] 再アセスメントの結果を踏まえ、援助方針の見直しを行っている	○
【コメント】	
里親委託措置、施設措置の自立支援計画は年に一度見直し時期が定められている。子どもの意向、支援者の意見、児童相談所の役割について確認をして計画更新を行っている。児童相談所内では、2か月毎に全ケースの進行管理を行う他、四半期毎に措置児童の進行管理会議を開催して、子どもの生活状況と家庭環境の変化がないか、保護者の意向も踏まえてアセスメントしている。	

	第三者 評価結果
【評価項目37】 自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、施設等との連携を密に行っているか	a
[No. 120] 自立支援計画の策定にあたり、施設等に対し、必要な指導・助言等を行っている	○
[No. 121] 自立支援計画について定期的なモニタリングを行い、必要な見直しが行われている	△
【コメント】	
子どもの自立支援計画に基づいて、家庭復帰の可能性や社会的自立に向けた援助の必要性について定期的に検討している。家庭復帰を担当する児童福祉司、家庭復帰支援員を配置し、子ども一人一人に応じた将来の進路を丁寧に検討し、里親、施設とも意見交換しつつ援助を行っている。モニタリングについては、自立支援計画作成時や措置先訪問時に行っており、見直し等に役立っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目38】 面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	a
[No. 122] 面会・通信制限が必要なケースについて、適切に制限をかけている	○
[No. 123] 面会・通信制限が必要最低限のものとなっている	○
[No. 124] 面会・通信制限を解除するにあたって、適切な判断・手続きを行っている	○
[No. 125] 接近禁止命令の発出にあたっては、関係する機関等との連携体制を構築している	○
【コメント】	
児童相談所の開設以降、面会・通信制限や接近禁止命令が必要な事例が発生していない。今後発生した場合に備え、必要な関係機関との情報共有や連携体制について、検討している。	

	第三者 評価結果
【評価項目39】 里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	s
[No. 126] 入所施設等に対する子どもからの苦情や不満等が聞かれた場合に必要な対応を行っている	○
[No. 127] 里親や施設等と、親権者等との調整が必要な場合に適切に対応を行っている	○
[No. 128] 里親や施設等による懲戒にかかわる権限の濫用や虐待等が疑われる場合に、必要な対応を行っている	○

<b>【コメント】</b>	
里親委託や施設入所前に、児童福祉司が「子どもの権利ノート」を活用して、苦情や不満があれば意見表明ができることと、その実施手段を説明している。訪問面接時には、「子どもの権利ノート」の話題で意識付けを図るようにしている。里親や施設等で権利侵害が疑われる事案が起こった場合は、「被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づき、速やかに対応している。	

<b>○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長</b>	第三者 評価結果
<b>【評価項目40】 一時帰宅における対応が適切に行われているか</b>	a
[No. 129]一時帰宅について、慎重なアセスメント及び判断を行っている	○
[No. 130]他自治体への一時帰宅を行う場合には、双方の児童相談所で必要な協議・情報共有を行っている	○

<b>【コメント】</b>	
家庭復帰や家族交流に向けた実施計画に基づき、アセスメントを行っている。実施に向けては、事前に家庭訪問を行い、生活環境を確認している。帰宅先が遠方の場合は、管轄児童相談所に調査を依頼している。一時帰宅の判断は、児童相談所長をはじめとした管理職、SV職員を交えた協議を行って慎重に決めている。	

	第三者 評価結果
<b>【評価項目41】 措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか</b>	a
[No. 131]施設入所中から、要対協や関係機関等との情報共有を行っている	○
[No. 132]措置や指導等の終結について、子どもや里親、施設等からの意見を十分に聴いている	○
[No. 133]措置の解除等については援助方針会議等において組織的かつ総合的な視点から判断している	○
[No. 134]措置や指導等を終結する際には、その理由を明確にしている	○

<b>【コメント】</b>	
措置や指導の終結前には、その妥当性について関係者と個別ケース検討会議を開催し、里親や施設の意見・意向も確認している。子どもには、「わたしのきもちシート」を用いて意向や希望を確認している。その後援方針会議で総合的に判断して、解除や終結を決定している。	

	第三者 評価結果
<b>【評価項目42】 措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか</b>	a
[No. 135]措置解除に向けて、必要となる支援等について適切に判断している	○
[No. 136]措置解除後にも必要な支援が受けられるよう、関係機関等との調整を十分に図っている	○

<b>【コメント】</b>	
解除後の支援は、子ども総合センター等の関係機関と個別ケース会議で役割を確認して、子どもと家庭の状況に沿った支援を実施している。子どもの安全な暮らしを第一として、子どもと家族の養育力を高めるために、家族の強みに着目した援助に力点を置いている。	

	第三者 評価結果
【評価項目43】 入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	a
[No. 137] 虐待の再発防止等、子どもの安全確保に関する対応が十分に行われている	○
[No. 138] 子どもの生活や精神面の安定を図るために必要な支援等を行っている	△
[No. 139] 子どもの状況に応じ、在所期間の延長等を行うなど、必要な支援が受けられるようにしている	○
【コメント】	
子どもの安心・安全な暮らしのために、措置等の解除後は6か月程度の継続指導・児童福祉司指導措置で見守りを行っている。再アセスメントによっては、期間を延長して支援することがある。在所期間の延長は、子どもの置かれた状況に応じて、本人や保護者、それまで支援してきた措置先の意見を聞いて、必要な範囲で実施している。	

### ○児童自立生活援助等

	第三者 評価結果
【評価項目44】 子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	b
[No. 140] 児童自立生活援助の対象の子どものうち、継続した支援等が必要な子どもを適切に支援につなげている	○
[No. 141] 児童自立生活援助を実施している子どもについて、必要な支援を継続して行っている	○
[No. 142] 児童自立生活援助の実施を解除するにあたっては、児童の自立に向けて必要な情報提供等の支援を行っている	△
【コメント】	
事業の利用が適当な子どもには、施設の入退所等の調整を担う児童福祉司が事業の説明や、社会的自立に向けた暮らしを十分説明してから利用開始している。施設のルールが守れず援助の困難なケースもあるが、児童福祉司、児童心理司が丁寧に、本人の意向を聞いて、受け入れ先を探している。なお、ニーズと受け入れ先の都合で、利用施設は東京都以外の自治体にも及んでいる。	

	第三者 評価結果
【評価項目45】 子どもが18歳以上となっても、必要な支援等を行っているか	a
[No. 143] 子どもが18歳以上となっても、必要な支援等を行っている	○
【コメント】	
18歳以降も支援が必要な子どもについては、措置の延長も援助方針会議の決定をもって対応している。18歳を迎えて、進学や就職をすることとなった場合は、一定の条件の下で、区独自の生活支援金を支給している。社会的養護自立支援拠点事業は実施に向けた検討を行っている段階である。	

## 評価項目（5項目）V 社会的養育の推進

### ○里親相談への対応・家庭養護の推進

	第三者 評価結果
【評価項目46】 家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	a
[No. 144] 家庭養護を推進するための仕組み・体制の構築に取り組んでいる	○
[No. 145] 里親制度に対する理解促進、登録里親数増のための取り組みを行っている	○
[No. 146] 里親の専門性の向上に向けた取り組みを行っている	○
[No. 147] 里親の登録・認定の判断、名簿管理を適切に行っている	○
【コメント】	
乳児院や児童養護施設職員を含めた構成員による里親委託等推進委員会を年に3回開催し、施設措置児童について里親委託等への検討を行うなど家庭養護の推進に取り組んでいる。また、里親啓発事業を多様な場所で実施している。担当する児童相談課長が区の広報を担っていた経歴があり、区内のどこで啓発事業をすると効果的かということについて情報を持っている。そのうえで、必要な場所で説明会を月1回開催しており、登録者数は増えている。	

	第三者 評価結果
【評価項目47】 里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか	a
[No. 148] 里親を希望する者からの相談を受けた場合には、受理会議で検討し、必要な調査・認定等を行っている	○
【コメント】	
里親希望者に向けて、里親担当児童福祉司とフォスタリング機関によって個別の対応を行っている。また、里親を担当する事業係長、児童相談課長も里親委託に関する対応方針を検討することにより、丁寧な対応を行っているが、職員自己評価からは、所全体の里親対応についての周知が開設間もないために、やや弱い結果がみられている。	

	第三者 評価結果
【評価項目48】 養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	a
[No. 149] 養子縁組の適切性について十分に判断している	○
[No. 150] 養子縁組を行うことについて子どもや実親等の同意を得ている	○
[No. 151] 養子縁組希望者に対し、必要な説明を十分に行っている	○
[No. 152] 養子縁組の成立に向けて必要となる手続き等の支援を行っている	○
【コメント】	
養子縁組希望者に対して、養育家庭との差異について丁寧に説明し、養子縁組を図るうえでの研修をフォスタリング機関との協力において実施している。また、養子縁組を進める際には同意を得ることを徹底している様子がうかがえる。	

	第三者 評価結果
【評価項目49】 養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	a
[No. 153] 養子縁組成立後も、必要な支援等を行っている	○

【コメント】
養子縁組成立後は、児童福祉司指導の中で家庭訪問を行っている。期間としては半年の経過観察だが、里親研修は継続的に実施しており、標準的なことは実施している。児童心理司も関わりながら支援体制を維持するようにしている。

	第三者 評価結果
【評価項目50】 民間あっせん機関による養子縁組に対して必要な支援を行っているか	a
[No. 154]民間あっせん機関による養子縁組が適切に行われるよう、日頃から必要な連携等を行っている	○
[No. 155]民間あっせん機関が養子縁組をした子どもに対し、必要に応じて支援を行っている	○

【コメント】
ケース数はまだ多くはないため、当所と民間あっせん機関の関係について検討している最中である。他の児童相談所の事例を参照しつつ、葛飾区児童相談所としての方針も含めて整理して進めていくことを確認している。

評価項目（5項目）VI 家族とのかかわり・家族への支援	第三者 評価結果
【評価項目51】 保護者への向き合い方は適切であるか	a
[No. 156]保護者への対応において、専門的な技能によるインテークや面接を行っている	○

【コメント】
保護者への対応の一つとして、「サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ」の導入を図っている。職員が様々な前職や経験を持っているため、所として軸となる手法を同アプローチにするという位置付けである。指導という言葉ではなく、ダメなところだけでなく、その保護者が持っている強みを支持できるように、定期的に外部講師が来所し、事例を通じて研修を開催している。また、研修だけではなく、実際の支援の振り返りの機会にもなっている。

○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取	第三者 評価結果
【評価項目52】 適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	a
[No. 157]保護者に対して必要な説明を適切に行っている	○
[No. 158]保護者に対する説明は、わかりやすいよう工夫している	○
[No. 159]援助方針決定前に、保護者からの意向や意見を聴いている	○
[No. 160]援助過程において、保護者の意向や意見を聴いている	○

【コメント】
保護者への心理診断、医学診断のフィードバックは児童心理司や医師から保護者に説明できるようにしており、また行政処分に対する不服申立てについての請求方法等も担当児童福祉司以外から説明をするなど、保護者に対して非常に丁寧な同意形成を図る取り組みがなされている。一方、説明方法が職員により差異があり、共通させるための検討を始めているところである。

	第三者 評価結果
【評価項目53】 保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	a
[No. 161] 必要な場面において、保護者の理解・同意を得よう努めている	○
[No. 162] 保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っている	○
【コメント】	
保護者の理解、同意を得ようとする姿勢が組織として一貫しており、丁寧な保護者への対応が行われている。一方で、児童福祉審議会の意見聴取については一般職員の理解度が低い。しかし、経験年数が増えることで理解されていくものであるとの認識を組織として持っている。	

○保護者に対する指導・支援	第三者 評価結果
【評価項目54】 保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	a
[No. 163] 保護者に対して必要な支援や指導を計画的に実施している	○
[No. 164] 保護者が指導や勧告に従わない場合に適切な措置を講じている	○
【コメント】	
保護者の同意を得るための取り組みが丁寧になされているが、職員自己評価からは計画性について自信のない結果が見られている。保護者の意向を反映させすぎるといった意見や、警察が介入した場合には有無を言わず対応するなどしてもいいのではないかと意見もある。組織としてこの点は課題ととらえ今後の検討課題に位置付けている。	

	第三者 評価結果
【評価項目55】 親子分離中の保護者に対し、親子再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	a
[No. 165] 親子の再構築に向けた支援計画を作成している	○
[No. 166] 親子の再構築に向けた適切な支援を行っている	○
【コメント】	
分離に対して見通しを示すことを要求する保護者が増えているため、書面の提示や目の前で可視化して理解を深めようとしている。家庭復帰計画のフォームが準備されており、家庭復帰支援員が対応にあたり、丁寧な親子関係再構築を進めようとしている。	

## 評価項目（9項目）Ⅶ 市区町村や関係機関との連携

### ○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築

	第三者 評価結果
【評価項目56】 関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	a
[No. 167] 市区町村との役割分担や連携方法等が明確になっており、職員間で共有できている	○
[No. 168] 警察や医療機関、その他関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっており、職員間で共有できている	○

<b>【コメント】</b>
子ども総合センターが最初の受け入れ窓口だが、児童相談所にも同時に連絡が入り、重複しているケースがある。開設間もないが故の状況だと理解し、マニュアルの改訂を図る予定である。警察とは区内2署と年2回の実務者連絡会を行っている。また職員向けの研修を警察に依頼し実施するなど連携を強化する取り組みが行われている。医療機関とも実務者連絡会において、子ども総合センターと児童相談所との役割確認を行っている。

	第三者 評価結果
<b>【評価項目57】 児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか</b>	a
[No. 169] 役割分担や連携方法等について協議を行っている	○
[No. 170] 相互理解を深めるための、職員同士の交流機会などをつくっている	○

<b>【コメント】</b>
児童相談所と子ども総合センター間で、相互に3日間職員を送り合っている。同じ区であっても知っているようでお互いを知らないことは多い。また、区職員として継続してきた職員もいれば、区以外から入った職員もあり、交流が必要であるとの認識を持っている。また、子ども総合センターには心理職が少ないので、セカンドステップ、ペアレントトレーニングについては児童相談所のノウハウをセンターに持ち込み、実施する形をとって相互理解を進めている。

○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導への協力・支援	第三者 評価結果
<b>【評価項目58】 市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか</b>	a
[No. 171] 市区町村からの事案送致の相談について、迅速かつ適切に対応している	○
[No. 172] 市区町村からの日常的な相談や依頼に対して、迅速かつ適切に対応している	○

<b>【コメント】</b>
児童相談所の記録システムと子ども総合センターのシステムが共通であるため、要対協も含めて情報共有は円滑になされている。ただし係長級以上のみがアクセス可能となっており、双方ともにケースに関わっていく場合には制限が解除される必要がある。ペーパーレス化は徹底されており、共有フォルダでやり取りされているが迅速さという点では全職員へのシステムの共有が求められている。

	第三者 評価結果
<b>【評価項目59】 市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか</b>	a
[No. 173] 専門的な知識及び技術に関する支援を適切に行っている	○
[No. 174] 児童相談所としての役割・機能を適切に実施している	○
[No. 175] 市区町村における児童虐待に関する相談・対応機能の強化のための事業を実施している	○
[No. 176] 子ども家庭総合支援拠点がある場合には、適切な連携を行っている	△

<b>【コメント】</b>
児童相談所と子ども総合センターが一枚岩になることについて、今後の課題として位置付けている。子ども総合センターが児童相談所に対応してもらいたいケースは確かにあり、一方で早期対応を図ろうとすれば子ども総合センターでの調査がもう少し必要であるとの認識もあり、開設間もないが故に双方の遠慮もあるのかもしれない。各種研修会での相互交流は既に行われているため、もう少し時間が必要と考えられる。

○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援	第三者 評価結果
【評価項目60】 要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	b
[No. 177] 要対協の実務者会議に児童相談所が参加している	○
[No. 178] 要対協が期待する役割を果たせるよう、必要な助言・指導等を行っている	○
[No. 179] 要対協が調整機関としての機能を発揮するために、必要な助言・指導等を行っている	△
【コメント】	
連携の質の深化を進めるためには、様々な書式やツールの開発が必要だと考えている。具体的なフォーム案はまだ存在せず、児童相談所が把握していないケースも見受けられるため、どのようなツールが必要かを考えながら連携を更に進めていきたいとの認識を持っている。今後のツール開発が期待される。	

	第三者 評価結果
【評価項目61】 市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	a
[No. 180] 適切な内容・頻度で研修を実施している	○
[No. 181] 研修以外の資質向上の取り組みを行っている	△
【コメント】	
職員自己評価からはリーダー層、一般職員層が同様に、資質向上の取り組みについてできていないと感じている職員がおり、既に児童相談所の研修の軸として設定されている「サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ」の浸透が進んだ後の研修内容について、更に検討していくことが期待される。	

○児童福祉審議会との連携	第三者 評価結果
【評価項目62】 児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見を聴いているか	a
[No. 182] 必要なケースについて児童福祉審議会からの意見を聴取している	○
[No. 183] 児童福祉審議会への情報提供を適切に行っている	○
[No. 184] 子どもや保護者等に対し、児童福祉審議会に意見を聴取すること、また意見の内容について説明が適切に行われている	○
【コメント】	
開設間もないため、児童福祉審議会との連携の経験が多くないことについて、今後の対応が必要だとの認識がある。一方で、保護者の同意が得られないケースのみならず、対応に苦慮するケースについても児童福祉審議会からの意見を聴くようにしており、連携ができていないという状況ではない。一時保護所には児童福祉審議会宛ての意見箱も設置されており、今後の連携が期待される場所である。	

	第三者 評価結果
【評価項目63】 児童福祉審議会に対して必要な報告を行っているか	a
[No. 185] 児童福祉審議会に対して必要な報告が行われている	○
【コメント】	
児童福祉審議会に対して報告をするための基準設定が現状ではない。国で定められた審議会に付すべき案件が多くはないという現状もあるが、審議会自体は毎月開催されているものの限られた時間内での検討は現段階でも時間的に厳しいとの認識がある。	

○家庭、地域に対する援助に関する事項	第三者 評価結果
【評価項目64】 家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか	b
[No. 186] 家庭や地域に対する援助において、市区町村との連携のもと総合的な企画とその実施に積極的に取り組んでいる	○
[No. 187] ひきこもり等の状態にある子ども及びその家庭に対し、総合的な援助を行っている	△
[No. 188] 療育手帳にかかわる判定事務等を適切に実施している	○
[No. 189] 都道府県及び市区町村の障害児支援に関し、児童相談所として求められる支援等を適切に行っている	△
【コメント】	
ひきこもり対応については、当所においても対応しているが、関係機関とのより一層の連携が求められる。また、障害児が成長して大人になるにあたり、障害福祉サービスの利用に円滑につなげることが課題となっている。	